



発行 新潟県

号外 1

令和6年4月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

監査委員公表

包括外部監査結果に関する結果の公表(監査委員事務局)

監査委員公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月12日

新潟県監査委員	八	木	浩	幸
新潟県監査委員	小	島	義	徳
新潟県監査委員	小	島		晋
新潟県監査委員	権	澤		尚

包括外部監査報告書 別冊のとおり

労働力人口減少対策に係る事務の執行及び事業の管理について

令和5年度

包括外部監査結果報告書

労働力人口減少対策に係る事務の執行
及び事業の管理について

令和6年3月

新潟県包括外部監査人

大田 陸介

目次

I	包括外部監査の概要.....	1
	第1章 外部監査の種類.....	1
	第2章 選定した特定の事件.....	1
	1. テーマ.....	1
	2. 監査対象年度.....	1
	3. 監査対象部局.....	1
	第3章 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
	第4章 実施した監査の方法.....	3
	1. 監査の着眼点.....	3
	2. 実施した監査方法.....	3
	第5章 外部監査の実施時期.....	3
	第6章 外部監査人及び補助者.....	3
	第7章 利害関係.....	3
	第8章 外部監査の結果.....	4
II	監査対象の概要.....	5
	第1章 人口減少問題に対する本県の政策.....	5
	1. 新潟県総合計画.....	5
	2. 本県の労働力人口の減少防止・増加に関連する事業.....	7
III	包括外部監査の結果.....	14
	第1章 総論.....	14
	1 人口減少対策における移住・定住促進関係事業の有効性について.....	14
	2 特定事業者との随意契約について.....	14
	3 補助金の交付要綱について.....	15
	第2章 監査の結果（各論）.....	15
	1. 「第1 挑戦する人や企業が生まれ、集まる環境の整備」.....	15
	1-1. 起業チャレンジ応援事業.....	15

1-2. U・I ターン創業応援事業.....	18
1-3. にいがたスタートアップ推進事業.....	22
1-4. 企業内起業・第二創業推進事業.....	25
1-5. NEXT J-Startup NIIGATA 成長支援事業.....	27
1-6. サテライトオフィス等整備支援事業.....	29
1-7. 創業・経営革新総合支援事業.....	30
1-8. にいがた女性活躍起業応援事業.....	33
2. 「第2 多様な雇用の場の確保と働きやすい環境づくり」.....	35
2-1. 未来創造産業立地促進補助金.....	35
2-2. 未来創造産業立地促進補助金（ものづくり国内回帰工場立地支援型）.....	40
2-3. トライアルサテライトオフィス事業補助金.....	42
2-4. IT 企業誘致アンバサダー事業.....	47
2-5. IT 企業立地イニシャルコストゼロ！キャンペーン事業.....	50
2-6. 企業誘致促進費.....	52
2-7. 魅力ある企業立地環境発信事業.....	55
2-8. 県営産業団地等企業立地支援補助金.....	57
2-9. 原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金.....	60
2-10. 工業団地基盤整備事業補助金.....	63
2-11. IT 企業誘致拠点整備促進事業補助金.....	65
2-12. 地域 ICT 立地強化雇用創造事業.....	68
3. 「第3 魅力あるまちづくりと定住の促進」.....	71
3-1-1. 学生 U・I ターン就業促進事業（①広報事業）.....	71
3-1-2. 学生 U・I ターン就業促進事業（②大卒等 U ターン雇用対策事業）.....	73
3-1-3. 学生 U・I ターン就業促進事業（③U・I ターン就職促進対策強化事業）.....	75
3-1-4. 学生 U・I ターン就業促進事業（④首都圏大学生 U ターンマッチング促進強化事業）..	76
3-1-5. 学生 U・I ターン就業促進事業（⑤県内学生定住促進強化事業）.....	77
3-1-6. 学生 U・I ターン就業促進事業（⑥U・I ターン学生就職面接等交通費助成事業）..	78

3-1-7. 学生U・I ターン就業促進事業（⑦県外学生インターンシップ参加促進事業）..	79
3-1-8. 学生U・I ターン就業促進事業（⑧県外大学就職支援担当者向け県内産業魅力PR 事業）..	80
3-1-9. 学生U・I ターン就業促進事業（⑨新潟県出身学生ネットワーク構築事業）..	81
3-1-10. 学生U・I ターン就業促進事業（⑩県内企業の採用力向上推進事業）.....	83
3-2. UIJ ターン就業促進助成金.....	86
3-3. にいがた移住定住推進事業.....	92
3-4. 移住・就業等支援事業.....	95
3-5. 新潟県U ターン促進奨学金返還支援事業.....	96
3-6. U・I ターン実現トータルサポート事業.....	98
3-7. にいがた暮らし・しごと支援センター設置事業.....	99
3-8. IT 人材確保プロジェクト事業.....	103

I. 包括外部監査の概要

第1章 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2章 選定した特定の事件

1. テーマ

労働力人口減少対策に係る事務の執行及び事業の管理について

2. 監査対象年度

原則として令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

3. 監査対象部局

産業労働部 産業政策課 創業・イノベーション推進課
産業立地課 しごと定住促進課

第3章 特定の事件（テーマ）を選定した理由

1. 人口減少問題について

(1) 新潟県の人口は、平成9年（1997年）の249.2万人をピークに減少が続いており、令和2年（2020年）10月1日現在には220.1万人となっている。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に発表した日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）によれば、令和12年（2030年）時点では、200万人を割る197.4万人、令和22年（2040年）時点では175.1万人、令和32年（2050年）時点では152.5万人まで減少するとの将来人口予測となっている。とりわけ、15歳から64歳の生産年齢人口を2020年と比較すると、2050年時点で、本県30市町村のうち14市町村が半数未満に減少するとの予測がなされており、これら働き手の中心を担う層の減少は、労働力の不足や消費の減少をもたらし、地域産業の成長を鈍化させるほか、年金や医療費などの社会保障制度の負担増による、福祉の維持の危機に繋がる。

また、平成 26 年（2014 年）に日本創生会議の人口減少問題検討分科会が作成した報告書では、2040 年までに全国 896 市町村の存続が危ぶまれるとの内容となっており、本県でも 18 の市町村がこれに挙げられていた。その報告書から 10 年経過した昨年末には、上記報告書の作成に携わった増田寛也元総務大臣が、存続が危惧される市町村は 1,000 超に拡大している可能性があるとして指摘している。

(2) このように、人口減少問題は本県にとって解決すべき重要課題である。そしてこの問題に関する事業を監査することは、本県の将来に関わる事業が適切に行われているかを考えていくうえで有用であると考えた。

2. 人口減少問題に対する本県の取組みは多岐にわたるが、そのうち、労働力人口対策に関連する事務に絞って監査のテーマとした理由は以下のとおりである。

(1) 新潟県総合計画では、「第 5 章 人口減少問題への対応」において人口減少問題を県政の最重要課題として位置付けられている。そして、同章の「4 個別指標分野の取組の展開方向」にあるとおり、人口減少問題に関しては様々な分野での課題とそれに対する取組みがなされている。

(2) また、人口減少問題は自然減と社会減とに分類されるが、このうち自然減に関連する事業に対する監査は、令和 3 年度の包括外部監査の対象（子ども・子育て支援事業に係る財務事務の執行及び管理の状況）となっていたが、社会減に関してはこれまで本県の包括外部監査の対象とはされていなかった。

(3) また、新潟県人口移動調査結果によると、令和 4 年までに 26 年連続の社会減少となっている。しかし、職業による県外移動については転出超過の状態は続いているものの、令和 3 年及び 4 年と 2 年連続で減少している。この結果について、労働力人口減少に対する本県の事業の効果によるものか、本県の当該問題に対する諸事業の予算額の高さからも検証すべきと考えた。

(4) 以上の諸点から、本テーマに絞り監査をすることは、今後の本県にとって有益であると考え、監査の対象とした。

第4章 実施した監査の方法

1. 監査の着眼点

①財務事務執行の合規性、②経済性、効率性、有効性が確保されているかを監査する。

2. 実施した監査方法

所管部署の責任者及び担当者に対するヒアリング、関連文書の閲覧を行った。

第5章 外部監査の実施時期

令和5年8月21日から令和6年3月14日まで

第6章 外部監査人及び補助者

包括外部監査人 大田 陸介（弁護士）

補助者 浅妻 信（不動産鑑定士）

菊池 淳哉（弁護士）

齋子 京佑（公認会計士、税理士）

第7章 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係は無い。

第8章 外部監査の結果

監査報告書では、監査の結果を以下の2つに分けている。なお、監査の結果、特に問題となる事項がなかった場合には、その旨を記載している。また監査の結果については特段の断りがない場合、令和6年2月末現在での判断に基づき記載している。

区分	指摘事項	意見
財務に関する事務の執行	<ul style="list-style-type: none">・ 予算執行に関する合規性違反の事実。・ 3 E、公平性及び内部統制の観点から改善の重要性が高いと判断されたもの。	<ul style="list-style-type: none">・ 予算執行に関し、合規性違反には至らないが適切性に疑問があるもの。・ 3 E、公平性及び内部統制の観点から改善や検討が望まれるもの。

(本報告書における記載内容の注意事項)

特に記載のない限り、金額の表記は千円単位としている。

II 監査対象の概要

第1章 人口減少問題に対する本県の政策

1. 新潟県総合計画

人口減少問題に対する国の対応（まち・ひと・しごと創生法）を受け、本県は、平成27年10月に「新潟県創生総合戦略（地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を策定した。そして、本県の最上位の行政計画として平成30年1月に策定した「にいがた未来創造プラン」を同戦略としても位置付け、一体として取り組んでいくこととした。その後、同計画の核となる本県が目指す姿の基本理念について変更が必要になったことから、同計画について必要な見直しを行い、平成31年3月に「新潟県総合計画～住んでよし、訪れてよしの新潟県～」(以下、「総合計画」という。)に改定した。なお、総合計画は中間目標（令和2年度（2020年度））に対する評価を実施し、令和4年4月に計画の一部改定がなされている。

前記I第3章2(1)のとおり、総合計画では、「第5章 人口減少問題への対応」で人口減少問題を県政の最重要課題として位置付けている。そして、同章の「4 個別指標分野の取組の展開方向」において様々な分野での課題と取組について述べている。

また、同計画の中では、本県の将来像として「地域経済が元気で活力のある新潟」を打ち出している（令和4年度新潟県産業労働行政の事業概要（以下、「令和4年度事業概要」という。）にも、当初予算基本方針について「活力のある新潟」を掲げている）。

この「人口減少問題への対応」と「地域経済が元気で活力のある新潟」の2つに共通する対応策として、「労働力人口の減少防止・増加」が挙げられる。

第4章 政策展開の基本方向（政策の柱・体系）	
<p>I 安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟</p> <p>1 安全に安心して暮らせる新潟</p> <p>(1) 一段加速した防災・減災対策の推進 ①県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進 ②防災・危機管理体制の強化 ③県民の防災意識・地域防災力の向上</p> <p>(2) 安全・安心な地域を支える基盤づくり (3つの検証の着実な実施と実効性のある避難計画の策定) ①インフラ施設及び公共施設の安全の確保 ②安全で快適な日常生活を実現する社会基盤の整備 ③地域を支える建設産業の振興</p> <p>(3) 原子力防災対策の推進 ①犯罪のない安全で安心な社会の実現 ②女性・子ども・高齢者・障害者などの安全の確保 ③消費者被害の防止と消費者教育の推進 ④交通安全対策の推進 ⑤食の安全・安心の推進</p> <p>(4) 安全で安心なまちづくり ①犯罪のない安全で安心な社会の実現 ②女性・子ども・高齢者・障害者などの安全の確保 ③消費者被害の防止と消費者教育の推進 ④交通安全対策の推進 ⑤食の安全・安心の推進</p> <p>(5) 豊かな自然・環境の保全と未来への継承 ①人と自然が共生する暮らし ②持続可能な環境づくり ③資源を大切にす循環型の地域社会づくり</p> <p>(6) 拉致問題の全面解決に向けた取組</p> <p>2 県民すべてが生き生きと暮らせる新潟</p> <p>(1) 健康立県の実現 ①県民の健康づくりの推進 ②地域で安心して医療が受けられる体制の整備 ③地域医療を担う医師・看護職員の確保 ④住み慣れた地域で生活できる高齢者福祉の推進 ⑤「健康寿命延伸」と「最善のケア・サポート」を実現するための新世代情報基盤の構築</p>	<p>(2) 子どもを生み育てやすい環境の整備 ①結婚から出産、子育てまでの希望をかなえる切れ目ない支援 ②特別な援助を必要とする子どもや家庭への支援 ③子どもの貧困対策の推進</p> <p>(3) 住み慣れた地域で自立した生活が続けられる福祉の充実 ①障害者の自立と社会参加の支援の充実 ②福祉を支える人づくりの体制の整備 ③県民運動としての自殺対策の推進 ④人と飼養される動物が共に幸せに暮らすこころ豊かな社会の実現</p> <p>3 誰もが社会参画できる新潟</p> <p>(1) 誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現 (2) 共同参画社会の実現 ①男女が共に参画し多様な生き方が選べる社会づくり ②県民の社会活動参加と多様な主体の協働による共助社会の実現</p> <p>II 地域経済が元気で活力のある新潟</p> <p>1 多様な人や文化が交わる賑わいのある新潟</p> <p>(1) 多様な地域資源を活かした交流人口の拡大 ①国内外に通用する魅力ある観光地づくりと発信による誘客推進 ②外国人観光客の誘致の推進 ③スポーツと文化を活かした地域づくりによる交流拡大</p> <p>(2) 更なる拠点性の向上と北東アジアをはじめとする諸外国との交流の推進 ①更なる拠点性向上に向けた交通ネットワークの整備 ②北東アジアをはじめとする諸外国との交流の推進</p> <p>2 活力のある新潟</p> <p>(1) 挑戦する人や企業が生まれ、集まる環境の整備 ①起業・創業の推進 ②意欲ある企業等への支援による県内産業の活性化</p> <p>③再生可能・次世代エネルギーの活用促進 ④成長産業の創出・育成</p> <p>(2) 多様な雇用の場の確保と働きやすい環境づくり ①魅力ある多様な雇用の場の創出と情報発信によるマッチング強化 ②企業誘致の推進 ③誰もが活躍できる働きやすい環境づくり</p> <p>(3) 付加価値の高い持続可能な農林水産業の実現 ①担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開 ②中山間地域農業の維持と農山漁村の多面的機能の発揮 ③森林資源の利用促進による林業の振興 ④水産業の振興と資源の適切・有効活用 ⑤農林水産業を担う人材の確保・育成</p> <p>(4) 魅力あるまちづくりと定住の促進 ①魅力的な生活環境の創出に向けたまちづくり ②若者の県内定着とU・Iターンの促進 ③住み続けることができる活力ある地域づくり ④雪と共に暮らす地域づくり ⑤地域を支える公共交通ネットワークの維持・充実</p>
	<p>III 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟</p> <p>1 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟</p> <p>(1) 将来の夢や希望を育みかなえる教育の推進 ①一人一人を伸ばす教育の推進 ②誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備 ③魅力ある高等教育環境の充実 ④児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり</p> <p>(2) 地域の産業・社会を支える人づくり ①未来の新潟に必要な人材の育成・確保 ②生涯学び活躍できる環境づくり</p> <p>(3) スポーツと文化の振興 ①スポーツを通じた豊かな生活の実現 ②文化を通じた豊かな生活の実現</p>
第5章 人口減少問題への対応	
<p>■個別指標分野の取組の展開方向 (1)県内大学生等の県内就職、本県出身学生のUターン就職 (2)U・Iターンの促進 (3)県内進学(県内大学等の魅力向上) (4)出生・出生</p> <p>■「選ばれる新潟」に向けた取組～本県の魅力を高める取組～ (1)所得水準の向上や魅力ある多様な雇用の場の創出 (2)県内企業の働き方改革の推進と女性活躍社会の実現 (3)起業・創業の推進 (4)地方分散の流れの取込み (5)市町村との一層の連携の強化、関係人口に繋がる取組の強化</p>	
第6章 新たな重要課題への対応	
<p>I デジタル改革の推進</p> <p>①暮らしにおけるDX ②産業におけるDX ③行政におけるDX</p>	<p>II 脱炭素社会の実現に向けた取組</p> <p>①エネルギー供給部門 ②産業部門、エネルギー転換、非エネルギー部門 ③業務部門、家庭部門 ④運輸部門 ⑤吸収源対策</p>
第7章 計画の推進にあたって	
<p>1 県民最優先の県政の推進 (1)県民との意見交換の機会の設定 (2)市町村・住民等との連携・協働 (3)近隣県との連携 (4)情報公開・情報発信</p> <p>2 計画推進の手順 (1)他面的なアプローチによる政策立案と総合的かつ効果的な政策の推進 (2)点検・評価の実施</p> <p>3 適切な財政・行政運営 4 SDGsの視点を踏まえた計画の推進</p>	

(図1：総合計画の全体構成(抜粋))

2. 本県の労働力人口の減少防止・増加に関連する事業

本県の労働力人口の減少防止・増加に関連する具体的な事業としては、以下の令和4年度事業概要の「第3章 産業労働施策の体系」のうち「活力のある新潟」に挙げられている事業となる。

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立

社会経済活動の維持・回復

- (1) コロナ関連制度融資保証料補助事業 13
- (2) 「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業 13
- (3) 新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業 13
- (4) 新潟県事業継続支援金支給事業 14
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業 14
- (6) 感染症対策認証店舗設備導入支援事業 14
- (7) 専門家派遣事業（新型コロナ対応）【新規】 15

活力のある新潟

第1 挑戦する人や企業が生まれ、集まる環境の整備

1 起業・創業の推進

- (1) 起業チャレンジ応援事業 16
- (2) U・Iターン創業応援事業 16
- (3) にいがたスタートアップ推進事業 16
- (4) 企業内起業・第二創業推進事業 17
- (5) エンジェル事業化サポートプロジェクト【新規】 17
- (6) NEXT J-Startup NIIGATA成長支援事業【新規】 17
- (7) 大学サテライトオフィス活用促進事業【新規】 18
- (8) 地域共創イノベーション創出事業【新規】 18
- (9) サテライトオフィス等整備支援事業 18
- (10) 中小企業金融対策費（中小企業創業等支援資金）【再掲】 19
- (11) 創業・経営革新総合支援事業（創業・企画開発支援）【再掲】 19
- (12) にいがた女性活躍起業応援事業【新規】 20
- (13) 起業化支援・交流拠点施設管理費 20

2 意欲ある企業等への支援による県内産業の活性化

高い付加価値を生み出す企業の創出・成長促進

- (1) 創業・経営革新総合支援事業 20
- (2) にいがた産業創造機構運営費 21
- (3) イノベーション推進事業 21
- (4) 次世代産業技術創出支援事業 22
- (5) 中核人材戦略拠点運営事業 22
- (6) 中核企業等成長促進事業 22
- (7) 防災産業クラスター形成事業 23
- (8) 産業労働ビジョン（仮称）検討費【新規】 23
- (9) デジタルマーケティング人材育成支援事業【新規】 23
- (10) 新潟テクノタンク推進事業 24
- (11) 工業技術総合研究所備品整備費 24
- (12) 工業技術総合研究所のあり方検討事業【新規】 25
- (13) 新潟清酒活性化研究開発事業 25

県内企業の海外展開支援

(1) 海外展開トライアルサポート事業	25
(2) 海外展開加速化支援事業	26
(3) オンラインによる非接触型海外展開支援事業	26
(4) 新潟県外国人材受入サポートセンター運営事業	26
(5) 中国市場開拓支援事業	27
(6) 北東アジア市場開拓支援事業	27
(7) 東南アジア市場開拓支援事業	27
(8) 北米市場販路開拓支援事業	28
(9) 有望品目海外販路開拓事業	28
(10) 海外市場開拓促進事業	28
(11) 創業・経営革新総合支援事業（市場拡大・事業化支援）【再掲】	29
(12) 独立行政法人日本貿易振興機構新潟貿易情報センター負担金	29
(13) 新潟清酒海外展開支援事業	29

県内企業の国内販路開拓支援

(1) 創業・経営革新総合支援事業（市場拡大・事業化支援）【再掲】	30
(2) 創業・経営革新総合支援事業（取引連携支援）【再掲】	30
(3) ネスパス運営費等補助金	30
(4) 関西圏戦略的情報発信事業	31
(5) 県産品魅力発信プロモーション事業【再掲】	31
(6) 関西情報発信拠点運営費	31

地域に根ざす産業の活性化

(1) 中小企業連携組織対策事業費補助金	32
(2) 小規模事業経営支援事業費補助金	32
(3) 小規模企業者等設備貸与事業貸付金	33
(4) 新型コロナウイルス対応商工団体DX推進事業【新規】	34
(5) 商工団体若者・女性地元人材確保総合支援事業【新規】	34
(6) 事業承継支援加速化事業	34
(7) 事業承継マッチング支援事業	34
(8) 中小企業金融対策費	35
(9) 新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業【再掲】	39
(10) 高度化資金貸付金	39
(11) ものづくり産地持続・強化支援事業	39
(12) 企業連携プロジェクト創出事業	40
(13) 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業【新規】	40
(14) 地場産業人材育成・技能伝承支援事業	40
(15) 県産品魅力発信プロモーション事業	41
(16) 日本酒学連携協定推進事業	41
(17) 日本酒学を核とした新潟ブランド醸成事業【新規】	41
(18) まちづくり推進・啓発事業	42
(19) 商店街機能強化等促進事業	42
(20) 共同店舗総合支援事業	42
(21) にぎわいのあるまちづくり推進指導費	43
(22) 買い物利便性向上推進事業	43
(23) 商店街振興対策事業	43
(24) 大型店環境調整指導費	44

3 再生可能・次世代エネルギーの活用促進

(1) 再生可能エネルギー設備導入促進事業	44
(2) 地域循環型再生可能エネルギー形成促進事業	44

(3) 再生可能エネルギー熱利用導入拡大事業	45
(4) 海洋エネルギー実証フィールド活用促進事業	45
(5) 洋上風力発電推進事業	45
(6) 新潟県水素拠点化推進事業	45
(7) メタンハイドレート資源開発促進事業	46
(8) 自然エネルギーの島構想事業	46
(9) 屋根置き太陽光発電設備導入促進事業【新規】	46

4 成長産業の創出・育成

(1) イノベーション推進事業【再掲】	47
(2) 次世代産業技術創出支援事業【再掲】	47
(3) 防災産業クラスター形成事業【再掲】	47
(4) DX推進意識改革支援事業	48
(5) 技術責任者育成事業	48
(6) DX推進試作開発支援事業	48
(7) DX「やる気」の県内企業育成事業【新規】	49
(8) データ利活用型設備導入支援事業	49
(9) 健康ビジネス販路拡大支援事業	49
(10) 成長産業分野振興事業	50
(11) 新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業【再掲】	50

第2 多様な雇用の場の確保と働きやすい環境づくり

1 魅力ある多様な雇用の場の創出と情報発信によるマッチング強化

(1) 未来創造産業立地促進補助金【再掲】	51
(2) 未来創造産業立地促進補助金（ものづくり国内回帰工場立地支援型）【再掲】	51
(3) 本社機能移転促進補助金【再掲】	52
(4) 魅力ある企業立地環境発信事業【再掲】	52
(5) トライアルサテライトオフィス事業補助金【再掲】	53
(6) IT企業誘致アンバサダー事業【新規】【再掲】	53
(7) IT企業立地イニシャルコストゼロ！キャンペーン事業【再掲】	53
(8) 学生U・Iターン就業促進事業【再掲】	54
(9) UIJターン就業促進助成金【再掲】	55
(10) IT人材確保プロジェクト事業	55
(11) 中小企業の人材確保総合支援事業	56
(12) 若年者ワンストップサービスセンター事業	56

2 企業誘致の推進

(1) 企業誘致促進費	56
(2) 魅力ある企業立地環境発信事業	57
(3) トライアルサテライトオフィス事業補助金	57
(4) IT企業誘致アンバサダー事業【新規】	58
(5) 未来創造産業立地促進補助金	58
(6) 未来創造産業立地促進補助金（ものづくり国内回帰工場立地支援型）	59
(7) 本社機能移転促進補助金	59
(8) 県営産業団地等企業立地支援補助金	60
(9) 原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金	60
(10) 企業立地促進資金貸付金	60
(11) 県営工業団地造成事業貸付金	61
(12) 県営産業団地資産価値変動調整補てん金	61
(13) 工場団地基盤整備事業補助金	61
(14) IT企業誘致拠点整備促進事業補助金	62
(15) 地域ICT立地強化雇用創造事業	62

	(16) I T企業立地イニシャルコストゼロ！キャンペーン事業	62
	(17) 誘致企業向け職業訓練（離職者等の再就職訓練の一部）【再掲】	63
3 誰もが活躍できる働きやすい環境づくり		
	(1) 働き方改革推進事業	63
	(2) 就労満足度向上プロジェクト事業【新規】	64
	(3) 個別労働関係紛争解決促進事業	64
	(4) 若年者ワンストップサービスセンター事業【再掲】	64
	(5) 就職氷河期世代等自立支援推進事業	65
	(6) シルバー人材センター発展・拡充支援事業	65
	(7) 障害者雇用理解促進事業	65
	(8) 障害者雇用マッチング支援事業	66
	(9) 障害者雇用促進プロジェクト費	66
	(10) 女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト費	67
	(11) 若年者の職業能力開発	67
	(12) 離職者等の再就職訓練	68
	(13) IT分野の職業訓練（若年者の職業能力開発、離職者等の再就職訓練の一部）【再掲】	69
	(14) I Tスキルアップ訓練事業	69
	(15) 介護人材育成訓練事業	69
	(16) 障害者雇用促進能力開発事業	70
	(17) 訓練手当	70
	(18) テクノスクール指導力向上・拡大事業	71
	(19) 技能向上訓練費（在職者訓練）	71
	(20) 訓練用ME機器等整備費	72
	(21) 職業能力開発協会事業補助金	72
	(22) 認定職業訓練補助金	72
	(23) 技能振興事業	73
	(24) 青年技能者育成事業	73
	(25) 商工団体若者・女性地元人材確保総合支援事業【新規】【再掲】	73
第3 魅力あるまちづくりと定住の促進		
1 若者の県内定着とU・Iターンの促進		
	(1) 学生U・Iターン就業促進事業	74
	(2) U I Jターン就業促進助成金	75
	(3) にいがた移住定住推進事業（一部新規）	75
	(4) 移住・就業等支援事業	76
	(5) 新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業	76
	(6) U・Iターン実現トータルサポート事業	77
	(7) にいがた暮らし・しごと支援センター設置事業	77
	(8) I T人材確保プロジェクト事業【再掲】	77
	(9) 商工団体若者・女性地元人材確保総合支援事業【新規】【再掲】	78
2 電源地域の振興		
	(1) 原子力立地給付金交付事業交付金	78
	(2) 原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金【再掲】	79
	(3) 原子力発電施設立地市町村振興交付金	79

(図2：令和4年度事業概要)

このうち、本テーマと関連する事業として、以下の一覧表記載の事業を、監査対象として選定した。

具体的には、前記図2の「第1 挑戦する人や企業が生まれ、集まる環境の整備」のうち、「1 起業・創業の推進」に分類される諸事業、「第2 多様な雇用の場の確保と働きやすい環境づくり」のうち「1 魅力ある多様な雇用の場の創出と情報発信によるマッチング強化」及び「2 企業誘致の推進」に分類される諸事業、「第3 魅力あるまちづくりと定住の促進」のうち「1 若者の県内定着とU・Iターンの促進」の諸事業の中から、労働力人口の減少防止・増加に関連する事業を今回の監査対象とした。

施策	対象事業	対象機関(主管部局)
第1 挑戦する人や企業が生まれ、集まる環境の整備	①起業チャレンジ応援事業	産業労働部 創業・イノベーション推進課
	②U・Iターン創業応援事業	
	③にいがたスタートアップ推進事業	
	④企業内起業・第二創業推進事業	
	⑤NEXT J-Startup NIIGATA 成長支援事業	
	⑥サテライトオフィス等整備支援事業	
	⑦創業・経営革新総合支援事業	産業労働部 産業政策課
	⑧にいがた女性活躍起業応援事業	
第2 多様な雇用の場の確保と働きやすい環境づくり	①未来創造産業立地促進補助金	産業労働部 産業立地課
	②トライアルサテライトオフィス事業補助金	
	③IT企業誘致アンバサダー事業	
	④IT企業立地イニシャルコストゼロ！キャンペーン事業	
	⑤企業誘致促進費	
	⑥魅力ある企業立地環境発信事業	
	⑦県営産業団地等企業立地支援補助金	

	⑧原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金 ⑨工場団地基盤整備事業補助金 ⑩IT 企業誘致拠点整備促進事業補助金 ⑪地域 ICT 立地強化雇用創造事業	
第3 魅力あるまち づくりと定住の促進	①学生 U・I ターン就業促進事業 ②UIJ ターン就業促進助成金 ③にいがた移住定住推進事業 ④移住・就業等支援事業 ⑤新潟県 U ターン促進奨学金返還支援事業 ⑥U・I ターン実現トータルサポート事業 ⑦にいがた暮らし・しごと支援センター設置事業 ⑧IT 人材確保プロジェクト事業	産業労働部 しごと 定住促進課

Ⅲ 包括外部監査の結果

第1章 総論

人口減少対策は一朝一夕に解決できるものではなく、また、他県でも同様の事業が実施されていることが多く、本県独自の政策により、これらの問題を劇的に改善することは極めて難題であると思われる。本県においても、試行錯誤的な取り組みにより、移住・定住の促進を図ろうとしており、その点は評価できるものの、今回の監査全体を通じて、気付いた点を以下のとおり整理した。

1 人口減少対策における移住・定住促進関係事業の有効性について

事業によっては、俗にいう3E、すなわち、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の点で効果にやや疑問があり、また、事業実施後の追跡調査が不十分なものが散見された。単なる人口増による対処だけではなく、イノベーションを活用して、生産性の向上や労働力の効率的な活用を図り、人口減少がもたらす様々な課題に対処しようとする中長期的な視野からも、効果測定が不十分な事業については、必要に応じてアンケート等による追跡調査を行うなどして、有効性の観点から事業結果の検証を行うべきであると考えます。

2 特定事業者との随意契約について

監査対象とした事業の中には、委託事業において、特定の事業者との間で随意契約を継続しているケースが散見された。随意契約を選択すること自体が直ちに不適切・不適當とはいえないが、事業金額の多寡や事業の内容によっては、何ら競合がないまま、随意契約を継続的に選択することが、公平性・合規性の観点から適切でないと思われるケースがある。特に、移住・定住促進事業は、移住・定住者の増加という目に見える成果を短期的に期待することは必ずしもできず、事業の効果測定が難しい側面があることからすれば、委託事業者の選定に当たっては、より慎重を期す必要があると考えます。

3 補助金の交付要綱について

補助金事業においては、交付要綱記載の条件・内容と、実際の交付決定の条件・内容との間で齟齬があるケースが散見された。いずれも、交付要綱の趣旨や別途公開している交付条件等から、県において、補助金を交付することに問題はないと判断されたものである。これらの事案については、補助金を交付すること自体が不適切・不相当とはいえないとしても、形式的には、交付要綱において定められた交付要件とは異なる要素を考慮して、補助金を交付していることになる。補助金交付の審査実務と交付要綱との間に齟齬があるのであれば、合規性の観点や、補助金事業における公平性・透明性を担保する観点からも、審査実務に沿うように交付要綱を改訂すべきであると考えられる。

第2章 監査の結果（各論）

1. 「第1 挑戦する人や企業が生まれ、集まる環境の整備」

1-1. 起業チャレンジ応援事業

(1) 所属名 創業・イノベーション推進課 創業支援班¹

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業の促進を目的とする。

イ 事業の内容

地域の課題解決に資する事業を行うため新規創業を行う者に対し、創業段階における経費の一部（補助上限：1件あたり2,000千円、補助率：1/2以内）を支援する。

¹ 令和5年度から新事業支援班に名称が変更されているが、本報告書では令和4年度の名称で記載する。以下同じ。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	21,000
事業費実績	14,792

エ 財源

国補：10,500 一般：10,500

オ 事業費実績の内訳

負担金補助金及び交付金	14,792
-------------	--------

カ 令和4年度の実績と実施状況

助成決定件数（人数）：合計18名 交付決定金額合計：19,905

キ 成果指標

対象事業とU・Iターン創業応援事業と合わせて、KPIとして起業件数30件と設定している。また、従前は開業率を指標としていたが、令和4年度の総合計画の改定の際に、成果指標を、令和6年度末までにJ-Startup NIIGATA企業の株式上場数を3社とした。

(3) 監査の結果

ア 助成金額の基準の設定について（意見1）

(ア) 結論

審査基準を細分化し、その点数に応じた助成金額の交付を検討すべきである。

(イ) 内容

交付金額については、2段階の得点率に応じて、①2,000千円、②1,000千円の交付と決定している。当該年度の一次募集時の結果を見ると、①の満額交付が2名、②の交付が11名であった。この②の11名の点数を見ると、最上位と最下位との点差が広く、かつ最上位の点数は、限りなく①の基準に近い状況であることから、同一基準で扱うには広範囲ではないかと考える。

対象事業の予算執行率が7割程度であることや、二次募集もしたことからす

ると、一次募集段階で本制度を積極的に活用してもらうために、基準をさらに細分化して交付金額に差を設けるということも検討されるべきと考える（交付決定額 1,500 千円を上限とする基準を設けるなど）。

また、得点率に応じた交付基準については、恣意的な決定がなされないよう、起業チャレンジ応援事業費補助金交付要綱の別表等に明記すべきである。

1-2. U・I ターン創業応援事業

(1) 所属名 創業・イノベーション推進課 創業支援班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

新潟県外から本県へのU・I ターンによる移住・定住及び新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業の促進を目的とする。

イ 事業の内容

地域の課題解決に資する事業における、首都圏等からのU・I ターン創業を支援するため、助成金（助成上限：1件あたり2,000千円、助成率：1/2以内）を交付する。また、首都圏等からの人材を県内に呼び込むために、情報発信を実施する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	41,000
事業費実績	8,442

エ 財源

国補：21,000 一般：20,000

オ 事業費実績の内訳

負担金補助及び交付金	7,461
委託料	981

カ 令和4年度の取組と実施状況

助成決定件数（人数）：合計10名 交付決定金額合計：10,676

キ 成果指標

対象事業と起業チャレンジ応援事業と合わせて、KPIとして起業件数30件と設定している。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 助成金額の基準の設定について（意見 2）

(ア) 結論

審査基準を細分化し、その点数に応じた助成金額の交付を検討すべきである。

(イ) 内容

交付金額については、2段階の得点率に応じて、①2,000千円、②1,000千円の交付と決定している。当該年度の一次募集時の結果を見ると、①の満額交付が1名、②の交付が7名であった。この②の7名の点数を見ると、最上位と最下位との点差が広く、かつ最上位の点数は①の基準に近い状況であることから、同一基準で扱うには広範囲ではないかと考える。

後述ウの意見のとおり、対象事業の予算執行率が18%程度であることや、二次募集もしたことからすると、一次募集段階で本制度を積極的に活用してもらうために、基準をさらに細分化して交付金額に差を設けることも検討されるべきと考える（交付決定額1,500千円を上限とする基準を設けるなど）。

また、得点率に応じた交付基準については、恣意的な決定がなされないよう、U・Iターン創業応援事業費補助金交付要綱の別表等に明記すべきである。

イ U・Iターン創業応援事業プロモーション事業の具体的内容について（意見 3）

(ア) 結論

委託契約書、業務委託仕様書に委託内容を具体的に記載することを検討すべきである。

(イ) 内容

県からのヒアリングによると、委託事業者からは見積書を提出してもらい、その後どのようなプロモーション活動を行うのかは委託事業者と事業期間中に打合せをして決めるとのことであった。具体的な内容はその時々状況に応じて決めるとしても、費用の見積があることからするとどのようなプロモーション活動をするか想定があるはずなので、最低限行うプロモーションの内容については契約書や仕様書に明記することを検討すべきと考える。

ウ 予算の執行率について（意見4）

(ア) 結論

予算執行率について、原因の調査と改善案の検討をすべきである。

(イ) 内容

対象事業の予算額は上記(2)ウにあるとおり 41,000 千円であるが、当年度の予算執行率は約 18%に留まっている。対象事業の令和2年度までの予算執行率は約 44.9%（採択率）であったことからすると、当年度の予算執行率は低いといわざるを得ない。そこでこの原因について調査し、改善を図るべきである。

提出された資料中、一次及び二次募集の各書面審査の結果をみると合計 18名の応募者数であり、仮に全員が上限額の 2,000 千円の交付を受けられたとしてもまだ予算枠があることからすると、より多くの応募があるよう対象事業の広報について見直し等を行うことが考えられる。また、前述アのように基準の見直しも検討されたい。

エ 年齢制限について（意見5）

(ア) 結論

対象事業における対象者の年齢を明確にすべきである。

(イ) 内容

対象事業の要綱第1条（目的）によると、以下のとおり、「若者のU・Iターンによる起業」と定めている。

（目的）

第1条 知事は、県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する首都圏等からの若者のU・Iターンによる起業や県外出身の県内大学院生等による県内での創業を加速化させるため、（後略）

他方、対象事業の募集案内のうち、U・Iターン起業の場合の応募対象者として「若者」との制限はない。実際に当年度に対象事業採択者はすべて30代以上であり、最高齢は60代である。そうすると、必ずしも上記の要綱に沿った

運用がなされているものではない。

もともと、対象事業の趣旨として若者に限定する理由もなく、年齢にこだわらず、広くU・Iターンによる起業者を受け入れるという考えもあり得るところである。現に10名の採択者があることから、本事業のニーズが伺える。

そこで、①そもそも若者に限定する事業でよいかについての検討、②（仮に①でよいとした場合）「若者」の定義を定めることと、それに沿った募集案内の改定と運用を行うこと、③（仮に①に限定しない場合）対象事業の要綱第1条の改正を、それぞれ行うべきと考える。

1-3. にいがたスタートアップ推進事業

(1) 所属名 創業・イノベーション推進課 創業支援班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

官民一体となって起業にチャレンジしやすい環境をつくり、起業家が次々と生まれる好循環を創出する。

イ 事業の内容

民間スタートアップ拠点や大学・高専等の県内高等教育機関と連携して、成長性の高い起業家の発掘・育成を支援し、新潟版スタートアップエコシステムの取組を推進する。具体的内容は以下のとおり。

- ①起業意識醸成：セミナー・ワークショップ、先輩経営者との交流の場の提供、ピッチ・アイデアソン等のイベント実施。
- ②オンライン情報発信：起業・創業相談のポータルサイト（にいがた創業プラットフォーム）の運営、SNS、県公式noteによる情報発信。
- ③オンラインコミュニティ活用広域展開：オンラインコミュニティ（SN@Pサロン）の構築による成長性の高い起業家の輩出・育成。
- ④産学連携型ベンチャー創出：高等教育機関と県内企業が連携した産学連携型ベンチャーの立ち上げ。
- ⑤県外スタートアップ拠点等連携：渋谷QWSとの連携を強化し、地域課題解決等の具体的なプロジェクトを共同で推進。他地域拠点との連携。
- ⑥ビジネスベンチャリングラボ：新潟大学伊藤ゼミと連携し、勉強会やメンターチームの支援を受けながらビジネスプランのブラッシュアップ等を行う。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	43,223
事業費実績	42,799

エ 財源

国補：20,929 一般：22,294

オ 事業費実績の内訳

報償費	30
旅費	332
委託料	16,034
使用料賃借料	1,100
負担金補助及び交付金	25,303

カ 令和4年度の取組と実施状況

起業意識醸成	イベント10回開催。延べ参加人数469名(オンライン含む)。
オンライン情報発信	SNSやnoteを活用し、起業支援の取組等をPR。
オンラインコミュニティ活用 広域展開	資金調達を行う学生起業家2社を創出。
産学連携型ベンチャー創出	2社に対し計10名のインターンを派遣。
県外スタートアップ拠点等連 携	長野県、静岡県のスタートアップ拠点等と連携したイベントの開催。

(3) 監査の結果(指摘と意見)

ア 本事業の活用に向けた成果指標の設定について(意見6)

(ア) 結論

参加人数、アクセス数など具体的な目標値を定めるべきである。

(イ) 内容

対象事業が複数の個別事業を行っていることから、各個別事業の成果を把握し、事業の検証や改定に役立てられるようにすべきである。

例えばイベントへの参加人数やサイトへのアクセス数など各個別事業に応じた具体的な成果指標を設定して、成果を把握することを今後検討すべきと考える。

イ 情報の活用について（意見 7）

(ア) 結論

参加者情報の分析や、広報の際の活用等を検討すべきである。

(イ) 内容

対象事業では、ワークショップ等のイベントに約 470 名と多人数の参加があり、その参加者の情報についてある程度詳細に収集できている。そこで、これらの情報について分析したうえで当該参加者向けの助成金・補助金や、今後のイベントの案内などに活用すべきである。

1-4. 企業内起業・第二創業推進事業

(1) 所属名 創業・イノベーション推進課 創業支援班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルスの影響を契機とした地方分散や新事業展開を踏まえ、事業者の新たな事業展開推進を図るため、企業の社員等が新規事業により起業する場合や、経営者等が業態転換したり新しい事業へ進出して起業する取組を支援することを目的とする。

イ 事業の内容

企業内起業若しくは第二創業を行う事業者に対し、必要経費の一部を支援（補助上限：一件当たり 8,000 千円以内、補助率：対象経費の 2/3 以内）する。新規に設立した法人では、応募開始日から事業期間終了までに 2 名以上の新規雇用（1 年以上引き続き雇用されることが見込まれ、雇用保険の一般被保険者となる労働者であること（役員・三親等内の親族を除く））をすとの条件を課している。

また、社内起業家を育成するイントレプレナー塾を開催する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和 4 年度
予算額	69,920
事業費実績	13,901

エ 財源

国補：69,920

オ 事業費実績の内訳

報償費	59
旅費	221
需用費	48
役務費	73
委託料	5,500
負担金補助及び交付金	8,000

カ 令和4年度の取組と実施状況

補助事業	1社（助成金8,000）
イントレプレナー塾	合計18回開催。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 予算の執行率について（意見8）

(ア) 結論

予算と事業費実績との乖離を少なくするよう検討すべきである。

(イ) 内容

当年度予算のうち、補助金としての予算は64,000千円であるところ、補助金としての実績は8,000千円であり、執行率は12.5%に留まる。原因としては、既に県が指摘をしているとおり、当年度は令和3年度と比較して申請件数が約半分（当年度5件、令和3年度9件）であり、また、採択数も少なかった（当年度1件、令和3年度4件）ためである。

対策として、ヒアリングでは、本事業の利用者増加のために個別の掘り起こし（既存企業で新たな事業展開を考えているところ）が適しているとのことであり、今後、NICO等により個別の企業に対する本事業の紹介、案内を継続することを実施するとのことであった。そのような掘り起こしを含め、利用者増加のための方策を検討されたい。

1-5. NEXT J-Startup NIIGATA 成長支援事業

(1) 所属名 創業・イノベーション推進課 創業支援班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

J-Startup の地域版として、J-Startup NIIGATA に選定された企業を対象にした成長支援や、J-Startup NIIGATA への追加選定に向けた取組を行うことにより、高成長な企業の発掘・育成を行う。

イ 事業の内容

県内のスタートアップ企業が、首都圏のエンジェル投資家等とのネットワーク形成を目的としたコミュニティイベントの開催や、J-Startup NIIGATA の追加選定を目指す県内スタートアップの選抜プロジェクトを実施する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	10,553
事業費実績	10,135

エ 財源

国補：10,553

オ 事業費実績の内訳

報償費	108
旅費	24
需用費	31
委託料	6,895
使用料賃借料	3,077

カ 令和4年度の取組と実施状況

J-Startup NIIGATA の選定	今年度5社選定。
イベント、勉強会の開催	計6回開催。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 委託先の選定について（意見9）

(ア) 結論

NEXT J-Startup NIIGATA 成長支援事業の委託先の選定において、創業年数、助成・支援事業の利用状況等も考慮すべきと考える。

(イ) 内容

令和4年度の委託先（以下、「本件委託先」という。）については、公募ではなく随意契約で行われていた。随意契約締結に至った理由については支出負担行為決議書の別紙随意契約の理由に記載のとおりということであり、結論的には問題はないと考える。もっとも、本件委託先については、①令和3年5月20日設立の会社であり、上記委託契約の締結時点（令和4年4月12日）で設立1年に満たない状況であった。また、②本件委託先は令和4年度の創業経営革新総合支援事業（ベンチャー企業創出事業）の助成金を申請しているところ、同事業はこれから創業する者や創業間もない中小企業者を対象にしており、当該事業を利用するということは、これから事業を作り上げていく段階にあると考えられる。そのような創業間もない会社については、既に事業が軌道に乗り年数を経ている会社と比べ、その信用性について慎重に審理すべきと考える。

そうすると、随意契約の理由にあるように代表者の所属する別会社等での実績があったとしても、上記のとおり創業間もなくかつこれから事業を作り上げていく段階と考えられる会社との間で随意契約を締結する場合には、創業の後の実績や、財務状況の安定性の面からも慎重に検討されるべきと考える。

ただし、この点に関しては、新潟県の説明によれば、令和5年度の上記事業においては公募型プロポーザル方式により、事業者選定を行っているとのことであり、上記の意見に関しては、現在は改善が図られていると評価できる。

1-6. サテライトオフィス等整備支援事業

(1) 所属名 創業・イノベーション推進課 創業支援班 産業立地課 立地推進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響による地方分散の流れを踏まえ、首都圏企業のサテライトオフィス等を誘致するための施設整備等を支援する。

イ 事業の内容

民間事業者によるサテライトオフィスの整備等を支援するとともに、整備されたサテライトオフィス等を拠点に、県内企業や大学等が取り組む地域活性化事業を支援する。具体的内容として、①サテライトオフィス等開設支援事業（施設整備・運営につき、補助上限：一件当たり 90,000 千円以内、補助率：対象経費の 1/2 以内。上記以外のソフト経費につき、補助上限：一件当たり 12,000 千円以内、補助率：対象経費の 1/2 以内）、②進出支援事業（進出してきた首都圏企業等に対し、補助上限 1,000 千円（コワーキングスペースは 500 千円）の定額補助）。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和 4 年度
予算額	136,000
事業費実績	107,975

エ 財源

国補：136,000

オ 事業費実績の内訳

負担金補助及び交付金	107,975
------------	---------

カ 令和 4 年度の取組と実施状況

助成件数：合計 10 件 助成金合計：107,975

(3) 監査の結果（指摘と意見）

対象事業に関し監査を実施した範囲において、特に指摘・意見すべき事項等は認められなかった。

1-7. 創業・経営革新総合支援事業

(1) 所属名 産業政策課 産業政策グループ

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

自らの独創的な技術やアイデアをもとに、県内で創業しようとする個人等に対し、ビジネスプランや市場動向に関する助言指導や、創業に要する経費の一部を助成する。

イ 事業の内容

(ア) ベンチャー企業創出事業：独創的な技術やアイデアをもとに、県内雇用の創出等、県内企業の活性化や県内経済の向上に著しい効果が見込まれる事業への助成（補助上限：一件当たり 500 万円以内、補助率：対象経費の 2/3 以内）を行う。

(イ) 創業事業計画ブラッシュアップ支援事業：創業希望者に対し、コーディネーター及び専門家の選定、派遣を行い、必要な助言・指導を行い、創業事業計画の策定等の支援をする。

(ウ) ベンチャー成長加速化支援事業：イノベティブなアイデア・技術にデジタル技術を付加・活用した新たなビジネスに取り組み、更なる成長と高付加価値化を図る事業への助成（補助上限：一件当たり 300 万円以内、補助率：対象経費の 1/2 以内。）を行う。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	20,229
事業費実績	10,043

エ 財源

一般：20,229

オ 事業費実績の内訳

負担金補助及び交付金 10,043

カ 令和4年度の取組と実施状況

ベンチャー企業創出事業	助成件数：合計6名 助成金合計19,000
創業事業計画ブラッシュアップ 支援事業	支援実績1件。
ベンチャー成長加速化支援事業	助成件数：合計4名 助成金合計12,000

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 助成金額の基準の設定について（意見10）

(ア) 結論

ベンチャー企業創出事業について、審査点数に応じた助成金額の算定基準を設けるべき。

(イ) 内容

対象事業の第1次募集において決定された助成金額が4社一律で同額の交付金額とするものであった。その理由として、応募者に対する評価が均衡していたため、審査員の協議により同額の助成としたとのことであった。最終的に審査員の裁量判断によることは構わないと考えるが、ベンチャー企業創出事業実施要領では別表2で「助成金の交付基準」は規定されているが、そこでは点差に応じた助成金額の基準は定めていない。評価点を付けている以上、順位に

応じて助成内容を変えること自体は相当なことであり、また恣意的な決定を防ぐ観点からも、運用細則等で一定の基準を設けることが考えられる（例えば、今回の1次募集のように採択者4社の場合で、全社に上限額で助成すると予算額を超過する場合に、1位に予算額の35%、2位に30%、3位に20%、4位に15%の支給目安を設けるなど。）。これらの目安を設けた上で、審査員が個々の事案に応じて適宜修正をするということを提案する。

イ アンケート項目について（意見11）

(ア) 結論

創業事業計画ブラッシュアップ支援事業（創業企業向けフォローアップ事業）に関し、アンケートを実施すべき。

(イ) 内容

対象事業の支援対象者に対し、支援後の起業の有無や事業の改善について尋ねるアンケートを実施していないとのことであった。その理由として、特に起業の有無については、NICOが実施しているアンケートによると、支援対象は既に起業しているものが多いためとの説明であった。もっとも、対象事業の効果を把握し、更に事業の目標値の設定や、次年度以降の事業内容の変更を検討するためには、支援対象者へのアンケートは実施すべきであると考えられる。具体的には、①支援後の起業の有無、②（既に起業している支援対象者には）支援後の業績の状況などが考えられる。

また、その場合にはアンケート方法についても、コスト（切手代、人件費等）や回答の手間にかかる書面の郵送などではなく、メールやアンケートフォームにより行うことも検討すべきである。

1-8. にいがた女性活躍起業応援事業

(1) 所属名 産業政策課 産業政策グループ

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

女性活躍社会の実現に向けて、県内女性の起業・創業意識の醸成を行う。

イ 事業の内容

女性の起業に関するセミナーや起業に関する実践的な講座を実施する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	3,000
事業費実績	2,987

エ 財源

一般：3,000

オ 事業費実績の内訳

負担金補助金及び交付金	2,987
-------------	-------

カ 令和4年度の取組と実施状況

ワークショップ・交流会1回、セミナー1回、講座全15回を各開催。

(3) 監査の結果

ア 事業の対象者について（意見12）

(ア) 結論

学生等を対象とした事業内容も検討すべきである。

(イ) 内容

対象事業では広く女性一般を対象として各イベント等が開催されているが、参加者名簿によるとその大半が30代以上であり、また、ヒアリングや参加者の感想によると、考えている起業の内容がいわゆる副業的、個人事業的なものが多いとのことであった。

女性の職業選択に際して起業を選択肢の一つとしてもらうための契機とし、また、男性起業者と同様の事業内容や規模の女性起業家を増やしていきたいという目的であるならば、より早い段階での情報提供が望ましいと考えられる。例えば高校、大学、専門学校等の女子学生をターゲットとした地元出身の女性起業家の講演会や模擬起業大会（リアビズ高校生模擬起業グランプリのようなもの）など、学生等の若年者層をターゲットとしたイベントについても検討されるべきであると考えられる。

2. 「第2 多様な雇用の場の確保と働きやすい環境づくり」

2-1. 未来創造産業立地促進補助金

(1) 所属名 産業立地課 立地推進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

本県における付加価値創出額の向上と魅力ある雇用の場の創出を図る「地域経済牽引事業」の中核となる企業の立地や投資拡大を促進する。

イ 事業の内容

にいがた未来創造プランの実現に向け、本県経済を活性化し、良質な雇用を創出する企業の立地を促すため、県内における事業活動の拠点設置やその拡大に向けた費用の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(ア) 対象企業

①製造業等立地支援型

県が本県への立地または拡張を働きかけている企業で、次の要件を満たすこと

- ・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている
又は受けることが見込まれること
- ・事業開始後1年以内に事業開始前と比較して2億円以上付加価値額が増加する企業
- ・事業開始から1年を経過した時点で新規常用雇用者等が5人以上となる企業

②IT・コールセンター等進出支援型

県が本県への立地または拡張を働きかけている企業で、次の要件を満たすこと

- ・地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けている
又は受けることが見込まれること

- ・事業開始後5年以内に事業開始前と比較して、1年あたりの付加価値額が2億円以上増加し、かつ、売上成長率が平均20%程度以上の計画である企業
- ・県外IT企業等の新設に係るものについては、事業開始後5年以内に1年あたりの付加価値額が3,628万円を超える計画である企業
- ・事業開始から1年を経過した時点で新規常用雇用者等が5人以上となる企業

(イ) 補助内容及び補助限度額

①製造業等立地支援型

a. 事業拠点設置

新設 8億円、増設 2億円

(a) 新設 投下償却資産額(建物含む)の10%

増設 投下償却資産額(建物除く)の5%

(b) 生産設備の賃借料(1年間)の1/2

(c) 事業所、雇用確保に必要な施設(社員住宅等)賃借料の1/2(1年間)

b. 体制整備(上乘支援)

1億円

(a) 人材確保等(採用活動、研修、転勤費用等)年間経費の1/2(1年間)

(b) 新規雇用者(正規)等給与の1/2(1年間)

②IT・コールセンター等進出支援型 2億円

(a) 事業所、雇用確保に必要な施設(社員住宅等)賃借料の1/5(5年間)

(b) 人材確保等(採用活動、研修、転勤費用等)年間経費の1/5(5年間)

(c) 新規雇用者(正規)等給与の1/5(5年間)

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	297,354
	最終予算額 773,350
事業費実績	773,350

※予算額には、平成29年度までの産業立地促進事業補助金の補助対象企業の指定済み案件を含む。また、事業費実績には、新潟県未来創造産業立地促進給付金を含むが、これは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、従来5か年に渡って交付する補助金を令和4年度中に一括して支払い、5年後に精算するものである。

エ 財源

基金繰入金：237,880 国補：535,470

オ 事業費の内訳

補助金の種類	対象社数	補助金額(計)	補助対象雇用者数
産業立地促進事業補助金	1社	100,000	0人
未来創造産業立地促進事業補助金 (製造業型)	4社	97,880	24人
未来創造産業立地促進事業補助金 (IT型)	1社	40,000	111人
未来創造産業立地促進事業給付金	10社	535,470	675人
計	16社	773,350	810人

カ 成果指標

特に用意されていない。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 要綱における付加価値額の定義の記載について（指摘 1）

(ア) 結論

付加価値額の定義等について、要綱に記載すべきである。

(イ) 内容

提供された資料を精査した結果、要綱に付加価値額の定義等についての記載が見当たらなかった。応募要件となる付加価値額の定義について、要綱に記載されていないのは不適切であるとの指摘を行い、県からは、今年度中に要綱を修正する旨の返答を得た。

イ 未来創造産業立地促進事業給付金について（意見 13）

(ア) 結論

応募要件に関し、内規等において客観的な指標を設け、倒産リスクに対するケアをすべきである。

(イ) 内容

令和3年11月に施行された未来創造産業立地促進事業給付金であるが、こちらについては5年分を一括前払いとしている。製造業等立地支援型、国内回帰型においては、外部委員による審査会を経て採択企業が決定されているのに対し、こちらについては、審査会等は開催されておらず、県職員が、過去3年の決算書等、必要な書類の審査を行い、決定しているとのことである。前者については、1件あたりの採択上限額が大きく、限られた予算を効果的な案件に絞り込むため外部委員による審査会を開催しているとのことであるが、競争が激しく、早期の撤退もありうるIT企業ということを考えると、外部委員による審査会の開催とは言わないまでも、内規等において財務内容や企業実態等について客観的な指標を設けることが必要ではないかと思料される。

ウ 新規常用雇用者の分析について（意見 14）

(ア) 結論

補助対象企業の雇用者の量、質を継続的に分析し、地域への波及効果を把握することが必要である。

(イ) 内容

当該補助金は採択時に目標を設定し、5年に渡り毎年実績を提出させ、目標達成率を評価し補助金を支払うスキームとしているが、補助金の支出をみると、各企業が目標の達成率を果たしていることがわかった。ただし、付加価値創出額の向上と魅力ある雇用の場の創出により、人口減等の地域課題の解決を図るとの観点からは、補助対象企業の雇用者の量、質を継続的に分析して、地域への波及効果を把握することが必要で、人口減対策に資すると考える。

2-2. 未来創造産業立地促進補助金（ものづくり国内回帰工場立地支援型）

(1) 所属名 産業立地課 立地推進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、製造拠点の国内回帰等を進める企業が行う県内への製造拠点の新・増設を促進する。

イ 事業の内容

国内回帰の動きと併せて、コロナ後の経済回復等を見据えた設備投資の動きも本県に取り込み、本県経済の活性化等を図る。

(ア) 対象企業

事業計画が、以下の a または b に該当し、建物を除く設備導入費が 1 億円を超え、かつ県内の新規常用雇用者が 5 人以上増加する計画の企業

a. 国の令和 4 年 3 月公募の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の要件を満たし、県内に設備投資を行う場合

b. a 以外で以下のいずれに該当する場合

・海外で生産していた製品等を国内で生産するため、県内に設備投資を行う場合

・輸入していた製品等を自社で製造するため、県内に設備投資を行う場合

・大手・中堅企業等がサプライチェーンの見直しを行い、製品等の調達先を海外から国内に切り替えた場合に、その調達先となった企業が県内に設備投資を行う場合

・コロナ収束後の需要の増加やコロナの影響による市場ニーズの変化に対応するため、県内に設備投資を行う場合

(イ) 補助対象経費

建物を除く投下償却資産取得額の 5 %

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	1,732,738 最終予算額 2,586,996
事業費実績	734,398

予算額と決算額に大きな乖離が見られる点について、予算2,586,996千円のうち1,852,598千円は国の交付金を活用する関係で令和5年度に繰越しの上、令和5年度内に執行する予定とのことである。

エ 財源

国補：2,586,996

オ 事業費の内訳

対象社数	補助金額（計）	補助対象雇用者数
7社	734,398	832人

カ 成果指標

成果指標としては、特に用意されていない。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 事業の趣旨・目的との整合性について（意見15）

(ア) 結論

他の事業による補助が可能であったのではないかを検討されたい。

(イ) 内容

事業の趣旨・目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響により、製造拠点の国内回帰等を進める企業が行う県内への製造拠点の新・増設を促進する」とされているが、補助対象となった企業の中には、必ずしもコロナの影響による需要や市場が変化したものではないのではと思われる企業もある。国内回帰の趣旨への効果は認められるものの、他の事業による補助が可能であったのではないかも今後検討されたい。

2-3. トライアルサテライトオフィス事業補助金

(1) 所属名 産業立地課 計画調査班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

本県への進出を検討する IT 企業等が行う立地検討段階における県内現地調査を支援することにより、県内への立地を促進する。

イ 事業の内容

IT 企業等が現地調査のために県内に滞在する際に必要なサテライトオフィス使用料、滞在する社員の住宅賃料等を補助する。

(ア) 要件

次の全てを満たす IT 企業等とする

- ① 県外に本社所在地があること
- ② 県または市町村が本県への立地を働きかけていること
- ③ 県内に既存事業所がないこと
- ④ 過去に本補助金を利用したことがないこと
- ⑤ 国、他自治体から同種の補助金を受けていない（受ける予定がない）

(イ) 補助限度額

補助対象経費	内容	補助対象期間	補助率	上限額（消費税を除く）
賃借料・利用料	サテライトオフィスの賃料等（消費税を除く）	滞在する期間（ただし1週間以上2か月以内とする）	補助対象経費の10/10以内	40万円以内（ただし1月あたり上限20万円とする）
滞在費用	滞在社員の滞在期間における住宅賃料、ホテル等の宿泊費（消費税を除く）			
交通費	滞在社員の本社への出張旅費、県内の交通費（消費税を除く）			

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	3,000
	最終予算額 4,032
事業費実績	4,032

エ 財源

国補：4,032

オ 事業費の内訳

対象者数	実績（平均）	補助金額	進出企業
17社	延 165日（9.7日）	4,032	8社

カ 成果指標

成果指標としては、特に用意されていないが、予算編成の際に、内部的な目安として、当初 10 社として予算を組んでいたとのことである（その後、見込みよりも活用件数が増えたため、令和 4 年度は、予算を 3,000 千円から 4,032 千円へと増額）。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 不適切な補助金の支出について（指摘 2）

(ア) 結論

滞在社員の滞在期間における住宅賃料、ホテル等の宿泊費について、精査が必要である。

(イ) 内容

企業から提出された実績報告書、領収書等を確認すると、複数の申請先で、補助対象経費となる「滞在中の宿泊先」に馴染まないと思われる高級温泉、リゾートホテルの宿泊費がそのまま費用計上され、補助金が支給されている。この中には、宿泊先の特性から、補助の対象に含まれない滞在中の食費が含まれているものも少なくないと推測され、不適切である。この点については、県も認識し、令和 5 年度から、宿泊費については上限を一人 1 泊 1 万円とする要綱改正を行ったとの回答を得た。したがって、上記の指摘に関しては、現在は改善が図られていると評価できる。

イ 不明瞭な補助金の支出について（意見 16）

(ア) 結論

滞在社員の本社への出張旅費、県内の交通費について、上限額や基準額を設定すべきである。

(イ) 内容

補助対象経費となる「滞在社員の本社への出張旅費、県内の交通費」について、実際のルートが明らかにされてないまま、合算された1枚の請求書で申請されているものもあり、不明瞭である点を指摘した。これについては、JR利用については、座席クラスに関わらず各種割引など価格の流動化（閑散期、通常期、繁忙期、最繁忙期の変動価格設定や、えきねっと活用による割引など）が見受けられていることに加え、役職に応じて指定席やグリーン席料金を社員に適用している企業もあるなど県職員の旅費規程では民間企業の水準に届いていないことも考えられることから、上限額や基準額を設定することは難しい状況であるが、申請企業側の規定を援用するほか、行程についても企業進出に真に必要なものに限るよう改善したいとの回答を得た。

ウ 事業計画書や事業実施内容報告書の書式について（意見 17）

(ア) 結論

事業計画書や事業実施内容報告書の書式について、より詳細な報告等を求めるとともに、受付業務を行う東京事務所及び大阪事務所担当者にも共有を徹底すべきである。

(イ) 内容

検索しても企業の実態が分からない申請者も少なくない。東京事務所、大阪事務所が受付をした後、それをそのまま書面審査で受け入れる形であったようであるが、もう少し、きちんとした事業計画書及び事業実施内容報告書を求めるべきであると思われる。報告書をみても、要した日数と打ち合わせ等の内容、進出後の当該企業の予定業務と訪問先がかみ合わないと感じるものが散見される。

県としても、当該事業の活用を契機とした企業進出も見受けられたことから、進出意欲が見受けられる企業に対して使い勝手のよい支援として積極的に案内をしてきたとのことであり、他県と比較しても、決して緩い条件設定ではないが、例えば、事業計画書については、行程計画、具体的な訪問先を、報告書式については、これに加えて、打ち合わせ等の具体的な内容や担当者の氏名を求めるべきで、受付を行う東京事務所及び大阪事務所担当者にも共有を徹底すべきと考える。

エ 進出企業の追跡調査について（意見 18）

（ア）結論

進出した企業について、具体的な業務内容、規模や雇用状況等の追加調査を行うべきである。

（イ）内容

応募要件にはないが、17 社中 8 社という高い率での県内進出がなされているものの、事業としてはソフトウェア開発等が中心で、業種が IT 企業ということを見ると、具体的な業務内容、規模や雇用状況等の継続的な調査を行い、地域での新たなプロジェクトやイノベーションに繋がっているか等の追加調査も必要と思われる。

2-4. IT 企業誘致アンバサダー事業

(1) 所属名 産業立地課 計画調査班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

本県への進出を検討する IT 企業等が行う立地検討段階における新拠点の設置検討には、経営層が直接関わるケースが多いため、IT 企業経営者が持つ人的ネットワークを活用したアプローチが効果的である。そこで、県内に進出済みの IT 企業経営者等を「IT 企業誘致アンバサダー」として委嘱し、首都圏等の IT 企業経営層との人的ネットワークを活かして企業誘致を促進する。

イ 事業の内容

県が委嘱した「IT 企業誘致アンバサダー」が、首都圏等の IT 企業経営者層に対し、本県の優れた立地環境等を PR し、県内での新たな拠点開設を働きかける。

項目	内容
委嘱条件	①県内に事業所があり、首都圏または関西圏に本社（本店）がある IT 企業に属すること。 ②IT 関連団体に属し、独自のネットワークを持っていること
任期	1 年間※双方から申し出がなければ、毎年自動更新
委嘱者数	5 人

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和 4 年度
予算額	1,670
事業費実績	770

エ 財源

国補：1,670

オ 事業費の内訳

項目	内容・積算	事業費
需用費	名刺・委嘱状作成費	170
委託料	誘致活動費相当 300 千円×2 名 誘致活動費相当：@170 SNS 等情報発信料：@100 報告書作成費：@30 計 300 千円	600
	計	770

※委託料については、3 名が辞退。

カ 活動の内容及び成果指標

対象者数	実績（紹介、PR 企業数）	進出企業
5 名	延 57 社	4 社

成果指標としては、特に用意されていないが、令和 4 年度の活動において 4 社を県内誘致に導いている。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 委託契約書の作成について（指摘 3）

(ア) 結論

委託契約書を作成すべきである。

(イ) 内容

委託契約書の案は用意されており、確認できたが、アンバサダー契約を嫌う人もいるため、契約書は作成せず、県で定めた「新潟県 IT 企業誘致アンバサダー設置要綱」を了承した上で、就任承諾書を頂戴する形で代えているとのことである。要綱では該当事項があった場合、知事はアンバサダーを解嘱できるものとし、万が一立場の悪用等があった場合に備えているとしているが、「損害の負担」に関する事項はなく、県の名前を使う以上、有償無償を問わず契約書は作成すべきであると考えます。

IT 企業誘致アンバサダー事業委託契約書（案）抜粋

（損害の負担）

- 第11条 本件業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 2 乙は、本件業務に関連して甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
 - 3 乙は、本件業務を実施するに当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（甲の解除権）

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに至った場合は、契約を解除することができる。
- (1) 委託期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (2) 前号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき又は契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項の定めにより契約を解除したときは、乙から委託料の100分の10の割合で計算した金額の違約金を徴収することができる。
- 3 乙は第1項の規定により契約が解除されたことにより損害を受けた場合であっても、甲に対してその補償を請求することができない。

イ 本事業の制度設計について（意見 19）

（ア）結論

継続性の観点から、制度設計に関して改善・対処すべきである。

（イ）内容

本事業は、費用対効果が高く、有益な事業と思料されるが、アンバサダー個人の能力、善意で成り立っている事業であり、継続性の観点からも、善意に期待した制度設計ではなく、任期の工夫、アンバサダー候補者の継続的なリサーチ等を検討されたい。

2-5. IT 企業立地イニシャルコストゼロ！キャンペーン事業

(1) 所属名 産業立地課 立地推進課

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の移動自粛等の影響により、進出検討の動きに足踏み状態が見られる企業の本県への進出を促進する。若者や女性に人気の高い IT 企業の本県進出を促し、魅力ある雇用の場を創出し、人口流出防止や UI ターン促進を図る。

イ 事業の内容

①IT 企業立地イニシャルコストゼロ事業補助金

a. 対象経費 IT 企業が本県進出時に必要な初期投資費用
(オフィス改装費、什器類の購入費等)

b. 補助率 10/10

②イニシャルコストゼロキャンペーン事業推進費

本県への支援制度や立地環境をプロモーション (記事広告への掲載等)

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	90,041
	最終予算額 476,798
事業費実績	224,491

予算額と決算額に大きな乖離が見られる点について、予算 476,798 千円のうち 252,296 千円は国の交付金を活用する関係で令和5年度に繰越の上、令和5年度内に執行する予定とのことである。

これまで未来創造産業立地促進補助金の指定をうけた IT 企業 3 社の税収平均等を参考に効果を計算し、予算を作成しているとのこと。

エ 財源

国補：476,798

オ 事業評価

令和4年度は、本事業を活用して18社のIT企業を誘致。これとあわせて、雇用実績は以下のとおり。

	実績
企業数	18社
雇用計画 ※5年後の計画人数	619人
雇用者数	81人
（うち女性）	19人（23.4%）
（うち新卒）	6人（7.4%）
（うちUIターン）	7人（8.6%）

カ 成果指標

令和5年度は20社の誘致目標を掲げ、令和5年12月末時点で26社誘致実績

(3) 監査の結果

未来創造産業立地促進補助金（IT・コールセンター等進出支援型）とあわせ、進出を検討する企業の背中を押す作用も果たしており、他県との比較においても厚く、効果は大きいと思料される。

また、申請書の内容と実際の初期投資（工事等）が適正に行われているかについては、現地確認写真等の資料により確認した。また、誘致した企業の定着を図るため、3年以内に撤退した場合は補助金の全額、5年以内に撤退した場合は半額を返還させる条項を要綱に規定している。応募要件の厳しい、未来創造産業立地促進補助金（IT・コールセンター等進出支援型）とのセットになっていることが多いものの、IT企業については、参入だけではなく、退出のハードルが低いため、留意が必要であると思われる。提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

2-6. 企業誘致促進費

(1) 所属名 産業立地課 立地推進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

産業構造の高度化と雇用の場の確保・拡大を図るため、積極的に企業誘致を進める。

イ 事業の内容

具体的には以下の活動に細分化し実施している。

①誘致折衝活動費

企業訪問や工業団地の現地案内等を行う。

②調査情報費

調査会社の活用、業界紙・専門誌等の専門家へのヒアリングの実施により、企業情報や業界動向に関する情報収集を行う。

③東京・大阪事務所企業誘致活動費

関東圏、関西圏及び中京圏の企業誘致を行うため、東京事務所及び大阪事務所において情報収集及び企業訪問・折衝等を行う。

④企業誘致強化対策費

企業立地の促進を図るため、東京事務所、大阪事務所に企業誘致専任の会計年度任用職員を配置し、企業訪問等の誘致活動を積極的に推進する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	18,947
事業費実績	17,522

エ 財源

国補：10,078 一般：8,869

オ 事業費実績の内訳

報酬	7,560
共済費	1,202
旅費	6,637
需用費	1,272
その他	851
合計	17,522

カ 令和4年度の取組と実施状況

企業訪問件数	1,105 件
企業立地意向調査（アンケート）	23,500 社 うち回答率約 6 %

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア アンケートの発送先・発送方法について（意見 20）

(ア) 結論

企業アンケートを年間約 23,500 件、手紙を郵送して実施しているが、その回答率は約 6 % である。発送先・発送方法について検討し、効率化を図るべきである。

(イ) 内容

企業アンケートを年間約 23,500 件、手紙を郵送して実施しており、入手した情報を様々な事業にて活用している。回収したアンケート結果は非常に有用なものと考えられるため、アンケートの実施自体は有用な事業であるとする。しかし年間 23,500 件の手紙の郵送となるとそれ相応の郵送料や人件費が発生するが、その結果として回答率約 6 % であれば、その大半の費用が実績に結び付いていないこととなる。回答率約 6 % 自体が高いのか低いのかは一概に言えないものの、23,500 件分の郵送費用が発生しており、実績に結び付いていない費用が多数であることは事実であるため、その実績に結び付いていない費用を

削減するための検討が必要であると考え。今後は郵便料金の増額もあり、またそもそも紙を使う文化が馴染まなくなっていることから、より効率的に実施する方法として例えばインターネットや SNS を利用したアンケートの実施等を検討していく必要があると考える。

企業訪問については年間 1,105 件実施している。その企業訪問復命書をサンプルで複数件確認した。訪問記録は非常に詳細に記録されており、また、複数回訪問している会社に対しては、その時系列も分かりやすく整理されている。実際に新潟県への誘致を成功させている会社も複数社あり、当事業における企業訪問及びその訪問記録は非常に有用な活動であると考え。人手や時間もかかる事業であると思われるが、こういった活動が企業誘致に大きく影響することもあるため、件数を増やすというよりも 1 件 1 件の訪問の質を高めていけるよう意識し、継続していくとよいと考える。

当事業はそれ自体で直接的な成果を生む事業ではないため、客観的な指標にて事業の経済性・有効性・効率性を評価することが難しい。そのため、常に事業がよりよくなる方法を模索し、事業としての質を高めていけるよう意識して業務を行っていく必要があると考える。

2-7. 魅力ある企業立地環境発信事業

(1) 所属名 産業立地課 立地推進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県外企業に対して、本県の優れた事業環境を、積極的かつ効率的に発信することにより、本県への立地を促し、高い付加価値と魅力ある雇用の創出を図る。

イ 事業の内容

具体的には広報誌、ホームページ、メディア媒体、セミナー、視察ツアー等により、本県の優れた事業環境を広報する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	9,703
事業費実績	8,704

エ 財源

国補：9,703

オ 事業費実績の内訳

需用費	2,100
委託料	5,401
その他	1,203
合計	8,704

カ 令和4年度の取組と実施状況

①ホームページ（にいがた企業立地ガイド）

アクセス件数		
令和2年度	令和3年度	令和4年度
31,161件	25,992件	29,821件

②広報誌の作成

本県の産業集積の特色や交通インフラ、産業団地、優遇制度等を紹介する広報誌（企業立地ガイド）の作成

（単位：部）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工場団地編	4,500	4,500	3,800	3,800	3,500
立地環境編					

③製造業、IT企業向けリーフレットの作成

本県の人材供給力、優遇制度を紹介するリーフレットの作成

（単位：部）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
製造業向け	5,000	21,000	21,000	20,000
IT企業向け	21,000	5,000	8,500	8,500

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

事業費の大半を占める委託料について、委託先・選定方法・金額等において特に問題は見当たらなかった。ホームページ、広報誌、リーフレット等の作成物の内容について、非常に充実しており誰でも閲覧可能なように整備してあった。閲覧数や発行部数が直接成果に結びつくものではないが、より多くの人に見てもらえるよう、より一層の周知徹底を図っていただきたいと考える。また、ツアーについては参加者の誘致率が高く、こちらもより一層の周知徹底を図り継続していくとよいと考える。

当事業はそれ自体で直接的な成果を生む事業ではないため、客観的な指標にて事業の経済性・有効性・効率性を評価することが難しい。そのため、常に事業がよりよくなる方法を模索し、事業としての質を高めていけるよう意識して業務を行っていく必要があると考える。

2-8. 県営産業団地等企業立地支援補助金

(1) 所属名 産業立地課 計画調査班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県営産業団地への企業立地を促進するため、新規立地企業等に対し、電気料金の一部を助成する。

イ 事業の内容

県営産業団地等における企業立地を促進するため、製造業等を営む企業が、県営産業団地等に工場等を新設し操業する場合で、一定の条件を満たすときは、当該企業の電気使用料に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助額は電気料金のおよそ1/4相当額、補助年数は新・増設後8年間となっている。

補助要件は以下の通り。

知事は、製造業等を営む企業が、工場等を新設し操業を開始した場合で、次のいずれにも該当するときは、当該企業の申請に基づき補助金を交付するものとしている。

①補助対象工場の土地を除く固定資産の取得額が1億円以上であること、ただし、県内既存工場がある場合には県内既存工場からの移設部門及び移設資産にかかる投資額は取得額に含めない。

②補助対象工場の新規常用雇用者の数が3人以上であること及び操業開始後において常用雇用者を3人以上維持していること、ただし、県内既存工場がある場合には県内における常用雇用者が補助対象工場の増設前と比較して3人以上増加しかつ維持していること。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	83,262
事業費実績	58,987

エ 財源

国補：83,262

オ 事業費実績の内訳

補助金	58,987
合計	58,987

カ 令和4年度の取組と実施状況

本補助金により雇用機会の拡充又は雇用維持がなされた人数 123 人を目標値としており、それに対する成果実績 145 人、達成度 117.9%となっている。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 企業情報の収集・整理方法について（指摘4）

(ア) 結論

補助金支給対象企業に関する企業情報の収集を実施しているものの、公開を前提としていないため企業情報を提供いただけなかった。企業情報を収集する以上、提供できる形で収集・整理すべきである。

(イ) 内容

多額の補助金を支給する事業であるため、その対象企業の詳細な情報の収集は必須であると考えられる。しかし企業の基本情報については把握してあるものの、公開を前提としていないため企業情報を提供いただけなかった。外部監査のみならず内部統制や他事業における活用等、収集した企業情報が必要となる場面はいくつも想定することができるが、現状ではそういった場面への対応が不十分と考えられる。よって収集した企業情報については情報共有を前提とし、提供を求められた際に提供できる形で収集・整理すべきである。

当事業は製造業等を営む企業を対象としており、補助対象工場の土地を除く固定資産の取得額が1億円以上の要件となっている。製造業であることと多額の投資であることから、相当程度の人数の雇用が生まれるのは確実であると考えられ、雇用の創出という面では有効性が高い事業であり評価できる。

実績としても雇用機会の拡充又は雇用維持がなされた人数については目標値を上回っており、その点では十分な成果が上げられている。しかしあくまで当事業の趣旨は「県営産業団地への企業立地を促進するため」であり、雇用以外の情報も企業立地を促進するためには必要不可欠であると考え。それを念頭に置いたうえで情報の収集・整理を徹底していただきたいと考える。

2-9. 原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金

(1) 所属名 産業立地課 電源地域振興係

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

電源地域への企業立地を促進するため、原子力発電所の所在市町村及びその隣接市町村に立地（増設を含む）し、一定条件を満たす企業に対し、電気料金の一部を助成する。

イ 事業の内容

原子力発電施設周辺地域において行われる企業立地が一定の条件を満たすときは、企業の電気使用料に対し予算の範囲内において給付金を交付する。一定の条件には「事業所等の新增設に伴い、契約電力が増加していること」「雇用創出効果が3人以上であること」等複数の条件がある。

補助額は電気料金のおよそ2～4割相当額（特例加算に該当する場合には電気料金のおよそ3～7割）、補助年数は8年間（条件によっては延長もあり）となっている。

補助要件は以下の通り。

事業者が行う、その事業の用に供する工場若しくは事業場又は事業の用に供する設備（以下「事業所等」という。）の新增設のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものであって、当該新增設が行われる区域の所在市町村又は隣接市町村の長が推薦したもの。

(ア) 事業所等の新增設に伴い、契約電力が増加していること。

(イ) 雇用創出効果が3人以上であること。

(ウ) 当該市町村の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと。

(エ) 公の秩序の維持又は善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと。

(オ) 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

①製造業に属する事業

②県又は当該市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により県又は当該市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は県又は当該市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

③県又は当該市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は当該市町村からの金銭的な支援を受けているもの

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	233,430
	最終予算額 300,379
事業費実績	300,379

エ 財源

国補：300,379

オ 事業費実績の内訳

補助金	300,379
合計	300,379

カ 令和4年度の実績と実施状況

上期新規給付が2社、継続が38社、合計40社。

下期新規給付が2社、継続が31社、合計33社。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

そもそも国が原発施設の周辺地域において、企業立地の支援を目的として行っている制度であるため、県として実績評価は行っていないとのことであった。しかし、

過去10年間における当事業を活用した企業の新規立地・増設は延べ約130社あり、また、審査時の各企業の雇用関係資料をもとに雇用創出実績は把握している。実際に原発施設周辺地域への企業立地の促進や経営の安定化には寄与できており、新規投資額や雇用創出効果を申請内容の審査時に評価した上で、条件を満たす場合に給付金を交付している。そもそも国の制度であるため、どこまで実績評価が必要なのか一概には言えないが、過去の給付実績からも原子力発電所の所在市町村及びその隣接市町村への貢献は十分であると考え。新規申請企業に対しては、現地訪問によるヒアリングや書類の確認を行っており、継続企業に対しても每期審査書類を確認することで企業情報の把握に努めている。その審査書類等については詳細な情報が保管されており、今後も継続して正確な情報収集に努めていただきたいと考える。

2-10. 工業団地基盤整備事業補助金

(1) 所属名 産業立地課 計画調査班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

市町村が行う工業団地等の整備を支援し、工場立地を促進し、雇用機会の増大と産業の振興を図る。

イ 事業の内容

工場立地を促進し、雇用機会の増大を図るとともに、産業の振興を図るため、市町村が行う工場団地基盤整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

具体的な補助対象事業は以下の通り。

- ①道路及び橋りょうの新設、改良又は舗装
- ②排水路及び調整池の新設又は改良
- ③しゃ断緑地及び公園の新設
- ④消雪パイプ及び流雪溝の新設
- ⑤その他知事が特に認める事業

また、この補助金の交付額は、補助事業に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、1団地当たりの交付額は、30,000千円（特に知事が必要と認めた場合にあつては、50,000千円）を限度額としている。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	50,000
事業費実績	43,024

エ 財源

国補：50,000

オ 事業費実績の内訳

補助金	43,024
合計	43,024

カ 令和4年度の実施状況

補助事業者数：1件

事業内容：消雪施設の整備

補助金額：43,024

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 整備後の団地情報収集について（意見 21）

(ア) 結論

整備後の団地における売却情報や収支状況等の収集を実施していないため、定期的な情報収集を実施すべきである。

(イ) 内容

補助金を支給した事業者に対し、整備後の団地における売却情報や収支状況等の収集を実施しておらず、当該事業の有効性評価を実施することができていない。当該事業の有効性評価を実施することができなければ今後の事業継続の判断を正確に行うことができないため、ヒアリングやアンケート等を実施し、整備後の団地の定期的な情報収集を実施すべきである。

2-11. IT 企業誘致拠点整備促進事業補助金

(1) 所属名 産業立地課 計画調査班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

IT 技術を活用して新たなビジネスを創出する企業の集積拠点の整備を促進することにより、IT 企業等の誘致を促進する。

イ 事業の内容

IT 企業等の誘致及び集積を促進し、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図るため、その拠点施設を整備する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助対象施設は以下の通り。

情報通信技術やデジタル技術を活用し、新たなビジネスを創出することを目的に複数の誘致 IT 企業等が利用する次の施設とする。

- ①コワーキングスペース
- ②共用オフィス
- ③企画、研究開発スペース
- ④セミナー、イベントスペース
- ⑤福利厚生施設
- ⑥その他知事が必要と認める施設

補助対象経費は以下の通り。

①施設整備費

建物及びその附属設備の取得又は改修に要する経費（消費税を除く）

②設備整備費

備品・事務機器、器具・装置等の取得に要する経費で1件（単位数量）当たりの取得価格が10万円以上のもの。（消費税を除く）

備品・事務機器、器具・装置等の賃借（3年間）に要する経費（消費税を除く）

補助率は2/10、補助限度額は40,000千円となっている。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	40,000
事業費実績	11,297

エ 財源

国補：20,000 一般：20,000

オ 事業費実績の内訳

補助金	11,297
合計	11,297

カ 令和4年度の取組と実施状況

補助事業者数：1件

事業内容：コワーキングスペース、セミナー・イベントスペース

補助金額：11,297

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 補助対象施設の入居者情報の収集について（意見 22）

(ア) 結論

補助対象施設の入居者情報の収集を実施していないため、定期的な情報収集を実施すべきである。

(イ) 内容

補助対象施設の入居者情報の収集を実施しておらず、当該事業の有効性評価について従業員数以外の情報を評価できていない。従業員数の把握はできているものの、それ以外の入居者情報が不足していれば補助対象施設の運営実績を測定することができず、適切な有効性評価ができていないと断言は難しい。結果として今後の事業継続の判断を正確に行うことができないため、ヒアリングやアンケート等を実施し、補助対象施設の入居者情報の定期的な収集を実施すべきである。

過去実績を見るに、数件の補助実績があり全体で 93 名の従業員がいるが、そのうちの 1 事業者の補助対象施設で 91 名を占めており、約 98%である。過去の全事業者への補助金全額に対するその 1 事業者に対する補助金交付金額割合が約 65%であるため、それ以外の事業者は、従業員数という点で見れば実効性は非常に低い。こういった状況をどのように評価すべきか判断しかねるが、少なくとも様々な情報収集を通じて客観的な指標を出し、それを基に有効性評価をしていただきたいと考える。

2-12. 地域 ICT 立地強化雇用創造事業

(1) 所属名 産業立地課 立地推進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

IT 企業等に対し、オフィス物件情報を含む立地環境の情報提供等を行うとともに、低廉な価格でオフィスを提供することにより、誘致を加速化し、地域に魅力ある雇用機会を創出する。

イ 事業の内容

[事業概要]

県が貸しオフィス等を業務として行う民間事業者に次の企業誘致業務を委託

[委託内容]

- ①立地環境の PR・案内（オフィス物件情報含む）
- ②立地に向けたサポート（オフィス選定・入居に関する一連のサポート）
- ③通常賃料の 4/10 で誘致企業にオフィスを提供

[誘致対象企業]

IT 企業、コールセンター、BPO オフィス

※BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）オフィスとは以下のものとする（業種については地域未来投資促進法に基づく本県全域基本計画における承認要件を満たすもの）

(ア) 顧客からの委託を受けて、人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供する BPO オフィス

(イ) 人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供する BPO オフィス

[委託期間]

R2～R4（地プロ事業期間と同様）※単年度契約を更新

[事業費]

30,000（一財 6,000 国補 24,000）

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	30,000
事業費実績	21,262

エ 財源

国補：24,000 一般：6,000

オ 事業費実績の内訳

委託料	21,262
合計	21,262

カ 令和4年度の取組と実施状況

誘致事業者数：23社

雇用計画人数合計：999名

現在の従業員数合計：109名

うちUIターン人数合計：7名

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 補助対象施設の入居者情報の収集について（意見23）

(ア) 結論

補助対象施設の入居者情報の収集を実施していないため、定期的な情報収集を実施すべきである。

(イ) 内容

補助対象施設の入居者情報の収集を実施しておらず、当該事業の有効性評価について従業員数以外の情報を評価できていない。従業員数の把握はできているものの、それ以外の入居者情報が不足していれば補助対象施設の運営実績を測定することができず、適切な有効性評価ができているとは言い難い。結果と

して今後の事業継続の判断を正確に行うことができないため、ヒアリングやアンケート等を実施し、補助対象施設の入居者情報の定期的な収集を実施すべきである。

当事業において通常賃料の 4/10 で誘致企業にオフィスを提供しており、他県が基本 5/10 であるため、そこで差をつけたことについては非常に評価できる。実際に多数の誘致に成功しており、雇用計画人数合計も 1,000 人近く、計画ではあるものの事業としては非常に効果がでていいると考えられる。しかし補助対象施設の入居者情報の収集を実施していない。当事業は誘致事業者と県の直接契約ではなく、間に貸しオフィス等を業務として行う民間事業者を挟んでいる契約である。そのため、誘致事業者の詳細な情報の入手が難しくなるのは理解できるものの、例えば貸しオフィス等を業務として行う民間事業者が空室を埋めるために不正な誘致を行う可能性も否定できない。そういった不正に対する牽制の意味もあるが、有効性評価の観点からも様々な情報収集を通じて客観的な指標を出し、それを基に正確な有効性評価をしていただきたいと考える。

3. 「第3 魅力あるまちづくりと定住の促進」

3-1-1. 学生U・Iターン就業促進事業（①広報事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県へのU・Iターン就職を促進する。

イ 事業の内容

県外に在住する社会人や県外大学等に就学する学生に対して、U・Iターン登録制度、各種イベント及びU・Iターン者に対する支援事業について、多様な媒体を活用したPRを実施するほか、移住支援に係る求人情報提供サイトの周知を行う。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	6,867
事業費実績	5,656

エ 財源

国補：4,225 一般：2,642

オ 事業費実績の内訳

需用費	51
役務費	1,686
委託料	3,918

カ 令和4年度の取組と実施状況

①新潟日報への掲載

②新潟日報「就活応援新聞 VOICE」への掲載

③「NIIGATA HOPE 2023」冊子（新潟日報社、NST企画）への掲載

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 本事業の効果測定について（意見 24）

(ア) 結論

広告の効果について、可能な限り個別の検証を行うことが望ましい。

(イ) 内容

広告の効果については、新潟県の説明によると、広告掲載前後の登録者数推移やサイト PV 数等から効果測定はしているとのことであるが、各広告にそれぞれの程度の広報効果があったのか、例えば、各種イベント等の機会に、個別の広告の反響についてアンケートを実施するなどして、可能な限り個別の検証を行うことが望ましいと思われる。

3-1-2. 学生 U・I ターン就業促進事業（②大卒等 U ターン雇用対策事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県への U・I ターン就職を促進する。

イ 事業の内容

県外在住の大学生等の U・I ターン就職を促進するため、就職活動を始める前の大学生を対象とした企業参加型セミナーの開催や SNS による就職関連情報の提供を行う。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和 4 年度
予算額	6,561
事業費実績	6,252

エ 財源

国補：3,280 一般：3,281

オ 事業費実績の内訳

委託料	6,252
-----	-------

カ 令和 4 年度の取組と実施状況

- ・企業参加型セミナー・にいがた交流会（全 8 回）の実施
- ・LINE による就職関連情報の発信

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 委託事業者の選定方法について（意見 25）

(ア) 結論

委託事業者の選定に当たっては、再委託先の選定を含め、より慎重に行うべきである。

(イ) 内容

「にいがた交流会」の事業については、従前より特定の団体と随意契約を締結した上で、一部業務について特定の会社に再委託がなされている。当該会社への再委託は3年連続であり、再委託先の選定理由も、過年度の実績を考慮したものとされている。本事業については、特定の会社への再委託を前提とした特定の団体との随意契約というスキームが確立されているようにも見受けられる。本事業を運営可能な団体が限定的という事情があるとしても、随意契約や再委託はあくまで例外的に認められるべきものであり、事業者選定の透明性の観点からも、再委託先の選定を含めた事業者の選定をより慎重に行うべきと考える。

ただし、この点に関しては、新潟県の説明によれば、令和5年度の上記事業においては、公募型プロポーザル方式により、事業者選定を行っているとのことであり、上記の意見に関しては、現在は改善が図られていると評価できる。

3-1-3. 学生U・Iターン就業促進事業（③U・Iターン就職促進対策強化事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県へのU・Iターン就職を促進する。

イ 事業の内容

U・Iターン関連事業を効果的に実施するため、県外大学との連携による就職関連フェア、学生保護者対象セミナー等を開催する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	1,626
事業費実績	1,185

エ 財源

国補：813 一般：813

オ 事業費実績の内訳

旅費	35
委託料	1,150

カ 令和4年度の取組と実施状況

- ・ 県外大学の学生保護者向けの就職状況説明会の開催（9回）
- ・ 保護者のための就活応援講座（YouTube）の開催
- ・ 新潟県出身大学生等のUターン就職状況の調査

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

3-1-4. 学生 U・I ターン就業促進事業（④首都圏大学生 U ターンマッチング促進強化事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県への U・I ターン就職を促進する。

イ 事業の内容

新卒者を対象とした U・I ターン就職の促進のため、県内外大学に向けた県内企業の情報発信強化を行う。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額(千円)	2,878
事業費実績	2,218

エ 財源

国補：1,439 一般：1,439

オ 事業費実績の内訳

委託料	2,189
使用料賃借料	29

カ 令和4年度の実施状況

・企業ガイドブック「にいがたモノ・クリエイト」の制作

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

「にいがたモノ・クリエイト」は、県内企業の紹介冊子としてクオリティが高いと思われる。より多くの場面で活用されることを検討していただきたい。

3-1-5. 学生 U・I ターン就業促進事業（⑤県内学生定住促進強化事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県への U・I ターン就職を促進する。

イ 事業の内容

県内大学と県内企業の連携強化・ネットワーク構築を図るため、情報交換会を開催する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	292
事業費実績	0

※3-1-8 県外大学就職支援担当者向け県内産業魅力 PR 事業と一体で実施

エ 財源

国補：146 一般：146

オ 事業費実績の内訳

委託料	0
-----	---

※3-1-8 県外大学就職支援担当者向け県内産業魅力 PR 事業と一体で実施

カ 令和4年度の取組と実施状況

県内外大学等と県内企業のオンライン情報交換会の開催（全2回）

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

3-1-6. 学生U・Iターン就業促進事業（⑥U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県へのU・Iターン就職を促進する。

イ 事業の内容

県外在住の大学生等が県内で就職活動等を行う際に、移動にかかる交通費及び宿泊費を助成する（補助上限1万円、補助率1/2）。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	7,822
事業費実績	5,922

エ 財源

国補：1,245 一般：6,577

オ 事業費実績の内訳

報酬	1,504
共済費	270
旅費	82
役務費	4
負担金補助金及び交付金	4,061

カ 令和4年度の取組と実施状況

申請件数 538件 交付額（合計） 4,056

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

3-1-7. 学生U・Iターン就業促進事業（⑦県外学生インターンシップ参加促進事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県へのU・Iターン就職を促進する。

イ 事業の内容

県外学生の県内企業へのインターンシップ参加促進のため、企業と学生のマッチング支援等を行う。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	6,442
事業費実績	3,879

エ 財源

国補：3,221 一般：3,221

オ 事業費実績の内訳

委託料	3,879
-----	-------

カ 令和4年度の取組と実施状況

- ・にいがたインターンフェアの開催（全2回）
- ・県外大学のキャンパス等でのセミナーの実施（全3回）
- ・県内企業インターンシップ参加促進に係る県外学生への情報発信（全3回）

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

3-1-8. 学生 U・I ターン就業促進事業（⑧県外大学就職支援担当者向け県内産業魅力 PR 事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県への U・I ターン就職を促進する。

イ 事業の内容

県外大学の就職支援担当者に県内産業の特色・魅力を PR するためのイベントを実施する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和 4 年度
予算額	2,790
事業費実績	2,597

エ 財源

国補：1,395 一般：1,395

オ 事業費実績の内訳

委託料	2,597
-----	-------

カ 令和 4 年度の取組と実施状況

・県内外大学等と新潟県内企業とのオンライン情報交換会の開催（全 2 回）

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

3-1-9. 学生U・Iターン就業促進事業（⑨新潟県出身学生ネットワーク構築事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県へのU・Iターン就職を促進する。

イ 事業の内容

県外大学に進学した県内出身者のネットワークを構築し、就職時期までSNS等による継続的な情報発信を実施する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	3,813
事業費実績	2,436

エ 財源

国補：1,906 一般：1,907

オ 事業費実績の内訳

報償費	14
旅費	74
需要費	126
委託料	2,219

カ 令和4年度の取組と実施状況

- ①新入生歓迎会の開催
- ②企業見学バスツアーの開催
- ③オンラインOBOG訪問の開催

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 新入生歓迎会について（意見 26）

(ア) 結論

県が主催して本事業と同様のイベントを開催する場合には、費用対効果を踏まえ、慎重に検討することが望ましい。

(イ) 内容

新入生歓迎会の事業は、新潟県の説明によれば、県内出身者を対象に定期的に交流イベントを開催することで、低学年時から県内出身者のネットワークを構築し、新潟への就職のイメージを段階的に持ってもらうために実施したものであり、開催の目的・趣旨は適切なものといえる。もっとも、当該イベントは、大学入学直後の5月に開催される所要1時間30分程度の単発のイベントであり、当日の参加人数も12名（オンライン参加含む）に留まっていることから、他の事業（企業見学バスツアーやオンラインOBOG訪問）と比べて、本事業がU・Iターン就業促進に繋がる効果はやや希薄のように思われる。

令和4年度からは、新潟日報社が「にいがた鮭プロジェクト」として本事業と類似する事業を開始したことから、本事業については、令和4年度をもって廃止されるとのことであり、監査結果としての本意見が県の事業運営に反映される余地はないかもしれないが、今後、県が主催して本事業と同様のイベントを開催する場合には、開催時期、回数、内容、募集人数、広報の方法等について、費用対効果の観点から、慎重に検討することが望ましいと考える。

3-1-10. 学生U・Iターン就業促進事業（⑩県内企業の採用力向上推進事業）

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内企業で必要とする人材を確保するため、県外大学等に就学する学生の本県へのU・Iターン就職を促進する。

イ 事業の内容

県内企業の採用活動オンライン化の動機付け及び実施にあたってのノウハウを伝えるためのセミナー等を実施する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	9,444
事業費実績	9,405

エ 財源

国補：4,722 一般：4,722

オ 事業費実績の内訳

委託料	9,405
-----	-------

カ 令和4年度の実績と実施状況

①個別支援の実施

県内企業10社を対象として、各社の採用活動に関する課題解決を伴走型で支援。

②県内企業の採用力向上のための各種セミナーの開催

個別支援の対象企業10社参加による報告会等を含め、合計6回のセミナーを開催。

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 本事業の効果測定について（意見 27）

(ア) 結論

本事業の効果測定のため、求人に対する応募人数の増減についても、アンケート調査を行うことが望ましい。

(イ) 内容

本事業の効果測定としては、個別支援を受けた企業等に対するアンケート調査がある。当該アンケートでは、個別支援を受けた企業の採用内定充足状況のヒアリングもなされている。もっとも、求人に対する応募人数が少ないという課題を抱える企業も少なくないが、当該アンケートには、応募人数の増減に関する調査項目がない。本事業の効果測定の一つの指標として、求人に対する応募人数の増減についても、アンケート調査を行うことが望ましいと考える。

イ 採用の成功事例やノウハウの共有方法について（意見 28）

(ア) 結論

個別支援を受けた企業の成果については、多くの企業に共有を図るため、県 HP への掲載以外にも、積極的に周知することが望ましい。

(イ) 内容

本事業においては、特に個別支援を受けた企業における採用の成功事例やノウハウを県内の企業に波及させることが重要であり、それが個別支援を受けていない企業との公平性の観点からも望ましい。個別支援を受けた企業の成果については、当年度に開催されたセミナー等で報告されたほかは、県の HP に掲載されているとのことであるが、継続的により多くの企業に成果を共有するためには、県 HP での掲載にとどまらず、各種イベント等の機会に周知するなど、より積極的に波及を図ることが望ましい。

ウ 個別支援の対象企業の選定について（意見 29）

(ア) 結論

個別支援の対象企業については、本事業の目的達成の可否の観点から、慎重に選定すべきである。

(イ) 内容

本事業の目的として、「個別支援企業の新規学卒採用計画に対する内定状況が各社の定める目標値を達成すること」が掲げられているところ、実際には、個別支援企業には、新卒の採用予定がない企業が1社含まれていた。新潟県によると、同社は、選定時は2名の新卒採用を計画していたが、個別支援期間中に社員の退社があり、社内体制として、新卒採用を進めることが困難になったことから採用計画が見直されたものとのことであった。県側で把握できない事情であり、やむを得ない側面はあるが、新卒の採用予定のない会社に個別支援を行っても、採用計画に対する目標値の達成という本事業の目的は果たせず、成果の共有も図れない。県としても、本事例を踏まえ、令和5年度以降の企業選定では企業規模も考慮しているとのことであるが、本事業を効果的に実施するため、個別支援の対象企業の選定に当たっては、採用計画に大幅な変更が生じるおそれがないかを応募企業に事前に確認するなど、慎重を期すことが望まれる。

3-2. UIJ ターン就業促進助成金

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

県内の中堅・中小企業に、県外で経験を積んだ人材の転職を促進するため、試用期間を設けた正規雇用（2ヶ月以内）、又は正式な採用・就業に先立つ「お試し雇用・就業」（3ヶ月以内）の実施に要する費用の助成を行う。

イ 事業の内容

1人雇用につき1,000千円（1社2人まで、補助対象経費：事業主負担額の1/2）を限度額として、給与・求人経費等を補助する。

補助対象事業は、以下のとおりである。

補助対象事業	<p>I 補助対象者が、UIJ ターン人材の雇い入れ前に、「お試し雇用・就業」を実施するもの</p> <p>II 補助対象者が、UIJ ターン人材の雇用に際し、「試用期間を設けた正規雇用」を実施するもの</p> <p>※「UIJ ターン」について</p> <p>本事業実施前に新潟県外に在住していた人材が新潟県内に転居することを基本とするが、既に新潟県内に転居していた場合であっても、転居から概ね1年以内であり、転居後に正規雇用による就業がない場合は本事業の対象とする。</p> <p>※「UIJ ターン人材」について</p> <p>企業等での事業企画・運営などの実績を有し（概ね5年以上の実務経験を有すること）、かつ受入企業である補助対象者において事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材。なお、</p>
--------	--

	補助対象者の役員の3親等以内の親族を除く。
「Ⅰ お試し雇用・就業」について	<p>1 雇用条件</p> <p>①実施期間：原則3か月以内（ただし、交付決定を受けた年度の2月28日までに「お試し雇用・就業」契約が終了するものに限る。）</p> <p>②年間換算給与額：下限300万円</p> <p>③以下に該当するものでないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親会社・子会社の関係にある会社間（出資比率50%以上）における出向又は転籍に相当するもの ・お試し雇用・就業後に予定する正式採用が、上記以外の会社間において、あらかじめ一定の期間経過後に、元の会社に戻ることを前提として出向又は転籍するもの <p>2 「お試し雇用・就業」後の正式採用に係る雇用条件</p> <p>①正規雇用であること</p> <p>②原則として、年間換算給与額がお試し雇用・就業に係る給与額を下回らないこと</p>
「Ⅱ 試用期間を設けた正規雇用」について	<p>1 雇用条件</p> <p>①正規雇用を行うに際して試用期間を設けるものであること（ただし、交付決定を受けた年度の2月28日までに試用期間が終了するものに限る。）</p> <p>②年間換算給与額：下限300万円</p> <p>③以下に該当するものでないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親会社・子会社の関係にある会社間（出資比率50%以上）における出向又は転籍に相当するもの

※「正規雇用」は、労働者の雇用形態、賃金体系などについて、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものをいう。

※同一のUIJターン人材に対しては、上記Ⅰ・Ⅱのいずれかのみ補助対象とする。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	8,000
事業費実績	6,600

エ 財源

国補：4,000 一般：4,000

オ 事業費実績の内訳

負担金補助金及び交付金	6,600
-------------	-------

カ 令和4年度の取組と実施状況

交付決定10件（10社）

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 「UIJターン」の要件（定義）について（指摘5）

(ア) 結論

交付要綱第2条（2）の「UIJターン」の要件（定義）の例外規定については、「転居後に新潟県内に事業所のある企業等において正規雇用による就業がない場合」などの表現に改めるべきである。

(イ) 内容

本事業の交付要綱第2条（2）においては、UIJターンは、「新潟県外居住者が新潟県内に居住地を移転すること」と定義され、ただし、例外として、「既に新潟県内に転居していた場合であっても、転居から概ね1年以内であり、転居後に正規雇用による就業がない場合」には、UIJターンに該当するとされている。

しかし、今回の監査対象の中には、既に新潟県内に転居し、引き続き、県外の会社にテレワーク勤務していた者を新たに採用した県内事業者に対し、補助金が交付されている案件があった。この点について、新潟県からは、本事業の趣旨から、当該被雇用者についてはUIJターンに該当すると判断した旨の説明があった。

もつとも、新潟県内に転居後に正規雇用による就業がある以上は、形式的には、交付要綱の「UIJ ターン」の定義に該当しないことになる。仮に、本件のようなケースについても補助金の交付を認めるのであれば、補助金事業の公平性・透明性の観点からは、交付要綱の「UIJ ターン」の定義の該当箇所（例外規定）を、例えば、「転居後に新潟県内に事業所のある企業等において正規雇用による就業がない場合」などの表現に改める必要があると考える。

イ 「お試し雇用・就業」後の正式採用に係る雇用条件について（意見 30）

(ア) 結論

「お試し雇用・就業」後の正式採用に係る雇用条件が正規雇用でない場合にも補助金を交付する場合があるのであれば、それを交付要綱において明確化（明文化）すべきである。

(イ) 内容

交付要綱第4条（及び同条が引用する別表1）によると、「お試し雇用・就業」後の正式採用に係る雇用条件は正規雇用であることが補助対象の条件とされている。

しかし、今回の監査対象の中には、実際には、お試し雇用後の正式採用が3か月間の有期雇用であり、正規雇用ではないものに補助金が交付されている案件があった。この点について、新潟県の説明では、「お試し雇用・就業」の結果、正式な雇用に至らない場合でも補助を行っており、当該案件は、申請段階では正規雇用を前提とした「お試し雇用・就業」に該当する案件であると判断し、採択したものであるとのことであった。

「お試し雇用・就業」の結果、正式な雇用に至らない場合にも補助を行うこと自体が、直ちに本事業の趣旨に反するとまではいえないとしても、一方で、本事業の交付要綱においては、「お試し雇用・就業」後の正式採用に係る雇用条件は正規雇用であることが補助金の交付要件として明記されており、字義的には、正規雇用に至らなかった場合には補助金を交付することは予定されていないように読める。

県のホームページに掲載している事業リーフレットには「『お試し雇用・就業』後、正式雇用に至らなかった場合でも、補助を受け取ることができます」との記載があるが、申請段階において正規雇用を予定していることで補助金の交付要件を充足するのであれば、その点については、補助金事業の公平性・透明性の観点から、要綱において明確化（明文化）する必要があると考える。

また、本事業は、県外人材を県内企業に定着させることに一つの目的があるのであるから、県内企業への定着という効果を促進する観点からは、正規雇用に至らない場合には、補助金額の減額ないし一部の返還を求めることも検討してはどうかと思われる。

ウ 「UIJ ターン人材」の審査基準について（意見 31）

(ア) 結論

UIJ ターン人材の該当性の審査基準については、より明確化し、一義的に判断できるように見直した方がよいと思われる。

(イ) 内容

本事業においては、交付要綱とは別に、被雇用人材（UIJ ターン人材）の妥当性の審査に当たり、「受入企業において事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材か。事業計画を実現するために当該人材の必要性が認められるか。（単に業務拡大による人員補填の計画になっていないか。）」という内部基準が設けられている。この基準からすると、「単に業務拡大による人員補填の計画になっている場合」には、補助金の交付は認められないことになる。一方で、本事業においては、「販路開拓人員」も UIJ ターン人材として補助対象とされており、実際に、そのような「販路開拓人員」の雇用について、本事業の補助金が交付されている。もっとも、「業務拡大による人員」と「販路開拓人員」との峻別は難しく、補助金交付事業においては、公平性・透明性の観点から、審査基準はできる限り明確かつ一義的に判断されるものが望ましいと思われる。また、本県への UIJ ターンを促進する観点からは、本県における一定期間の居住・就業が確保されるのであれば、「業務拡大による人員補填」の

ための人材確保に対する助成であっても、直ちに本事業の趣旨に反するとはいえ
ないと思われる。

以上の観点から、UIJ ターン人材の該当性の審査基準については、より明確
化し、一義的に判断できるように見直した方がよいと思われる。

3-3. にいがた移住定住推進事業

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

市町村や関係団体とのネットワークを構築するとともに、ターゲットや検討段階に応じた新潟暮らしの魅力や暮らしやすさ等の情報を戦略的に発信することにより、本県へのU・Iターンを促進する。

イ 事業の内容

- ①県、市町村及び関係団体により構成するネットワーク会議を運営する。
- ②U・I ターンフェア、セミナー等の開催、全国イベントへの出展を行う。
- ③ガイドブックや情報誌を発行する。
- ④ポータルサイトの運営及びU・I ターン検討者の利便性を高めるサイト改修を行う。
- ⑤SNS など多様な媒体を活用した情報発信を行う。
- ⑥県外子育て世帯を対象とした移住体験ツアー、先輩移住者との交流会を開催する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	39,185
事業費実績	32,753

エ 財源

国補：19,592 一般：19,593

オ 事業費実績の内訳

移住定住促進戦略的広報事業	報償費	14
	旅費	285
	需用費	371
	役務費	6,531
	委託料	23,369
	使用料賃借料	368
にいがた移住定住推進ネットワーク事業	報償費	22
	旅費	21
	使用料賃借料	33
子育て世帯移住促進事業	旅費	2
	委託料	1,734

カ 令和4年度の取組と実施状況

①市町村及び関係団体とのネットワーク会議の開催（全2回）

②各種イベントの開催等

・U・I ターンフェアの開催（全2回）

・にいがた暮らしセミナーの開催（全8回）

・全国イベントへの出展（3回）

③にいがた暮らしガイドブックの発行

④新潟県U・I ターン総合サイト「にいがた暮らし」の改修

⑤PR 動画等の作成

⑥移住体験ツアーの実施（令和4年10月22日～23日）

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 移住体験ツアー事業（子育て世帯移住促進事業）について（意見32）

(ア) 結論

移住体験ツアー事業については、対象者の選定、参加要件、補助金額の上限

等を精査して実施すべきである。

(4) 内容

県外子育て世帯を対象とした移住体験ツアー事業については、具体的に本県への移住を検討している家族を参加条件としておらず、本県への移住定住促進事業としては、効果にやや疑問が残る。本事業は、令和4年度単年のトライアル事業として実施されたものであり、その点では意義があるとは思われるが、今後、同様の企画を実施する場合には、単なる旅行補助の企画とならないよう、対象者の選定、参加要件、補助金額の上限等を精査して実施することが望ましいと思われる。

3-4. 移住・就業等支援事業

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

U・I ターンや、U・I ターンによる就業や起業を促進するため、一定の要件を満たす東京からの移住者に支援金を支給する市町村に対し、補助金を交付する。

イ 事業の内容

①直前10年間のうち、通算5年以上かつ、直前に連続して1年以上東京23区内に居住した者又は東京23区内へ通勤等した者が本県に移住した場合で、②県内で特定の中小企業等に就業又は起業、又は、移住元の業務を引き続きテレワークで行うこと等を要件として、最大100万円（単身の場合は最大60万円）、子育て世帯には18歳未満一人につき30万円を加算した金額を支援する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	95,814
事業費実績	82,222

エ 財源

国補：63,876 一般：31,938

オ 事業費実績の内訳

負担金補助金及び交付金	82,222
-------------	--------

カ 令和4年度の実績と実施状況

県内29市町村

支給件数 124件 支給金額（合計） 82,222

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

3-5. 新潟県Uターン促進奨学金返還支援事業

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・Iターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

若者のUターンを促進するため、一定の要件を満たす県外からのUターン者に奨学金の返還を支援する。

イ 事業の内容

①30歳未満で本県にUターンし、6か月以内に就業した者で、かつ、②大学等卒業後、県外での就業期間が通算1年以上の者を対象として、最大120万円（年間20万円を上限とし、最長6年間）を支援する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	42,600
事業費実績	35,653

エ 財源

一般：42,600

オ 事業費実績の内訳

役務費	484
委託料	96
負担金補助金及び交付金	35,072

カ 令和4年度の実績と実施状況

交付件数 212件 交付金額（合計） 35,072

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

なお、本事業はUターンを促進する効果があると考えられるが、支援制度の入手方法については、県内在住者（家族、知人等）からが半数を占めていることから、

制度の実効性を高めるため、早い段階で本支援制度をUターン検討者に直接周知する仕組みをより充実させていくことが望ましいと思われる。

3-6. U・I ターン実現トータルサポート事業

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

市町村が行う U・I ターン促進の取組を総合的に支援し、県全体の U・I ターン者受入れ体制を底上げする。

イ 事業の内容

市町村が U・I ターン促進を目的として行う、複数市町村が連携して実施する圏域の移住促進に資する取組、民間企業や教育、金融機関等と連携した地域一体で行う取組及び地域特性を踏まえた先導的・先駆的な独自性ある取組を支援する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和 4 年度
予算額	39,079
事業費実績	27,047

エ 財源

一般：39,079

オ 事業費実績の内訳

負担金補助金及び交付金	27,047
-------------	--------

カ 令和 4 年度の取組と実施状況

県内 19 市町村に補助金交付 交付額（合計） 27,047

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

3-7. にいがた暮らし・しごと支援センター設置事業

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

「暮らし」と「しごと」についてワンストップで移住をサポートする総合相談窓口を設置し、本県へのU・I ターンを促進する。

イ 事業の内容

①一人一人の検討熟度やニーズに合わせ、「暮らし」と「しごと」に関する情報提供や各種サポートを行う。

②首都圏窓口の体制を強化し、大学等と連携した学生のU・I ターン就職促進の取組を行う。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	87,592
事業費実績	87,455

エ 財源

国補：43,796 一般：43,796

オ 事業費実績の内訳

旅費	145
役務費	616
委託料	86,692

カ 令和4年度の取組と実施状況

(ア) 相談窓口の体制

①表参道オフィス（東京都渋谷区 表参道・新潟館ネスパス内）

相談員4名（専任、人材派遣会社に委託）

②有楽町オフィス（東京都千代田区有楽町 NPOふるさと回帰支援センター内）

相談員 1 名（本県専任、NPO 法人に委託）

③新潟オフィス（新潟市中央区、委託先の人材派遣会社内）

相談員 7 名（専任 6 名・兼任 1 名、人材派遣会社に委託）

(イ) 相談窓口への新規登録者

1,104 名

内訳：一般 828 名（うち代理登録 360 名）

学生 276 名（うち代理登録 120 名）

※令和 4 年度の目標値は 1,700 名以上

(ウ) 相談件数

①表参道オフィス 885 件（うちセンター外 120 件）

②有楽町オフィス 335 件（うちセンター外 29 件）

③新潟オフィス 2,619 件（うちセンター外 76 件）

合計 3,839 件（うちセンター外 225 件）

(エ) 就職件数

①一般 148 名（うち紹介就職 53 名）

②学生 70 名

合計 218 名（うち紹介就職 53 名）

(オ) U・I ターン者数

①一般 294 名（登録者の家族含む）

②学生 51 名（登録者の家族含む）

合計 345 名（登録者の家族含む）

※令和 4 年度の目標値は 350 名以上

(カ) 大学訪問等の実績

①大学主催のセミナー 38 回

②大学訪問等 141 回

※令和 4 年度の目標値は 140 回

(3) 監査の結果（指摘と意見）

ア 相談内容の記録・集約について（意見 33）

(ア) 結論

相談内容については、全件記録化した上で、件数をカウントすることを検討されたい。

(イ) 内容

上記のとおり、令和4年度に3か所の相談窓口で対応した相談件数は、合計3,839件である。新潟県によれば、当該相談件数は、相談者からの問合せに対応した件数をカウントしたものであるところ、相談者の移住への検討熟度は様々であり、記録しておく必要性の低い相談内容についてもすべて記録することは事務の煩雑さを招くため、すべての相談内容の記録は求めているとのことである。

もともと、移住への検討熟度によって相談者からの質問のレベルに差異があるとしても、相談実績としてカウントする以上は、委託業務が適切に履行されているかの確認や、各相談窓口の人員配置（予算の割当）が適当であるかを検証する資料とするため、相談日時、相談対応に要した時間、相談者の年齢（年代）・属性・居住地域・相談の種別・移住への検討熟度等の最低限の情報については、委託者である県としては把握しておく（受託者に記録を求める）のが望ましいと考える。一人の担当者が対応する相談は多くても1日数件程度であると思われるが、相談内容を文章化して記録するのではなく、相談概要を可能な範囲でメモ程度に記載（チェック）する方式であれば、煩雑な事務は生じないと思われる。

イ 委託先事業者の選定方法について（意見 34）

(ア) 結論

特定の事業者との随意契約を機械的に継続するのではなく、少なくとも数年に一度は、委託先事業者の選定作業を改めて行うことを検討されたい。

(イ) 内容

本事業の委託先事業者の選定については、従前より、特定の人材派遣会社との間で随意契約が継続されている。その理由として、新潟県からは、「令和3年4月のセンター運用開始以降蓄積してきた求人情報が、本事業から受託者が変更されることで、求人者からの求人情報の提供が継続されない可能性があり、現在保持している求人情報を、今後、求職者（本事業に登録したU・Iターン希望者）に示すことができない状況が生じかねない」、（求人者からの求人情報の提供は、受託者と求人者との間の信頼関係に基づくものであり）「引継ぎ時点で登録のあった求人情報は新たな事業者を引き継がれるとしても、その後の求人獲得活動には影響も考えられる」等の説明がなされている。

新潟県の懸念は理解できるところはあるが、一方で、本事業の委託料は低額とはいえないものであり、また、求人獲得活動は重要な業務ではあるが、本事業においては、それ以外にもセンター登録者に対する支援や大学との連携活動など様々な業務が予定されており、本事業の成果は、それらを含めた全体として評価すべきものである。委託先事業者の交代により、「求人者からの求人情報の提供が継続されない」という事態が具体的に発生するかは不明確であり、これを主たる理由として、他の事業者との比較作業をせずに、特定業者との間で随意契約を機械的に継続するのは必ずしも適当ではないと思われる。過年度の実績については、委託先事業者を選定する際の加点事由として考慮する方法も考えられるところであり、少なくとも数年に一度は、プロポーザル方式によるなどして、委託先事業者の選定作業を改めて行うべきであると考えられる。

3-8. IT人材確保プロジェクト事業

(1) 所属名 しごと定住促進課 U・I ターン就業促進班

(2) 事業の概要

ア 事業の趣旨・目的

産業政策と一体となった若年 IT 人材の育成・確保にターゲットを絞った雇用対策に重点的に取り組み、若年 IT 人材の県内就職促進と首都圏からの UIJ ターン就職促進を図る。

イ 事業の内容

①IT 企業合同研修事業

IT 業務未経験者に対するフォローアップ合同研修を行う。

②IT 関連産業情報発信強化事業

企業情報発信サイト「新潟企業情報ナビ」の IT 関連企業情報ページや IT 人材確保のためのランディングページの運用により、県内外の IT 人材への効果的な情報発信を行う。

③首都圏 IT 人材マッチング事業

県内 IT 企業と首都圏 IT 人材のマッチングイベントを開催する。

ウ 予算額と事業費実績

年度	令和4年度
予算額	14,691
事業費実績	14,683

エ 財源

国補：11,751 一般：2,940

オ 事業費実績の内訳

IT 企業合同研修事業	委託料	1,845
IT 関連産業情報発信強化事業	委託料	9,123
首都圏 IT 人材マッチング事業	委託料	3,715

カ 令和4年度を取組と実施状況

①IT 企業合同研修事業

- ・ IT 企業訪問による制度周知（県内 55IT 企業を訪問）
- ・ フォローアップ研修の実施（下越・中越・上越地区の 3 か所で開催）

②IT 関連産業情報発信強化事業

- ・ IT 人材確保のためのランディングページの移設・新規コンテンツの制作作業等

③首都圏 IT 人材マッチング事業

- ・ 県内 IT 企業と首都圏 IT 人材のマッチングイベントの開催（令和4年 12 月 10 日）

(3) 監査の結果（指摘と意見）

提供された資料を精査した結果、特に問題は見当たらなかった。

以上